



三菱カーナビゲーションシステム
形名

NR-MZ20-5

NR-MZ20MA-5

取扱説明書

スタート

目次 5ページ

バック

START BOOK

使い始める前に

覚えていただく
こと

ナビゲーションの
おもな操作

オーディオの
おもな操作

付
録

安全上のご注意 (安全にお使いいただくために必ずお守りください)

あなたや他の人々への危害や財産への損害を未然に防止するために、必ずお守りいただくことを説明しています。

■ 表示内容を無視して、誤った使いかたをしたときにおよぼす危害や損害の程度を次の表示で区分し、説明しています。

 警告	「人が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容」です。
 注意	「人が軽傷を負う可能性が想定される内容および物的損害のみの発生が想定される内容」です。

■ お守りいただく内容の種類を次の絵表示で区分し、説明しています。

 注意 (警告を含む) しなければならない内容です。	 必ず行っていただく強制の内容です。
 禁止 (やってはいけないこと) の内容です。	

MN-002-002

接続・取り付け

警告



禁止

本機は、DC12V \ominus アース車専用です。24V車で使用しないでください。火災や故障の原因となります。

エアバッグの動作を妨げる場所には、絶対に取り付けと配線をしない
エアバッグ装着車に取り付ける場合は、車両メーカーに作業上の注意事項を確認してください。エアバッグが誤動作し、死亡事故の原因となります。

前方視界や運転操作を妨げる場所、同乗者に危険を及ぼす場所には絶対に取り付けない
交通事故やケガの原因となります。

電源コードの被覆を切って、ほかの機器の電源を取らない

電源コードの電流容量がオーバーすると、火災や感電、故障の原因となります。

取り付けには保安部品 (ステアリング、ブレーキ、タンクなど) のボルトやナットは絶対に使用しない
これらを使用すると、制動不能や発火、交通事故の原因となります。



禁止

アンテナは、保安基準に適合しない場所に貼り付けたり、再貼り付けや汎用の両面テープで貼り付けたりしない

視界不良やアンテナがはがれて、事故の原因となります。



強制

取付・配線、取付場所の変更は、安全のため必ず販売店に依頼する

取付・配線や取り外しには、専門技術と経験が必要です。誤った取り付けや配線、取り外しをした場合、車に重大な支障をきたす場合があります。また、お客様ご自身による取付・配線は、ケガの原因となります。

作業前はバッテリーの \ominus 端子を外す
 \oplus と \ominus 経路のショートにより、感電やケガの原因となります。

作業前に、パイプ類、タンク、電気配線などの位置を確認する

車体に穴を開けて取り付ける場合は、パイプ類・タンク・電気配線などに干渉・接触しないように注意してください。また、加工部のサビ止めや浸水防止の処置を行ってください。

必ず付属の部品を使用し、確実に固定する

付属の部品以外を使用すると、機器内部の部品を損傷したり、しっかりと固定できずに外れて運転の妨げとなり、事故やケガの原因となります。



強制

説明書に従って接続・取り付けする
説明書に従わずに接続・取り付けを行うと、
火災や故障の原因となります。

**コードの被覆がない部分はテープ
などで絶縁する**

ショートにより、火災や感電、故障の原因と
なります。

**車体やネジ部分、シートレールな
どの可動部にコードを挟み込まな
いよう配線する**

断線やショートにより、火災や感電、故障の
原因となります。

**コード類は運転操作の妨げとなら
ないように固定する**

ステアリングやセレクトレバー、ブレーキペダ
ルなどに巻き付くと、事故の原因となります。

**取り付けと配線が終わったら、電
装品が元通り正常に動作するか確
認する**

正常に動作しない状態で使用すると、火災や
感電、交通事故の原因となります。

**ねじなどの小物部品は、乳幼児の
手の届かないところに保管する**

誤って飲み込んだ場合は、ただちに医師に相
談してください。



注意



禁止

**直射日光やヒーターの熱風が直接
当たる場所に取り付けない**

内部温度が上昇し、火災や故障の原因とな
ることがあります。

**アンテナやモニターを不安定なと
ころに取り付けない**

落下などの原因となることがあります。

通風口や放熱板をふさがない

内部に熱がこもり、火災や故障の原因とな
ることがあります。

コード類は絶対に途中で切断しない
コード類にはヒューズがついている場合が
あるため、保護回路が動かなくなり、火災の
原因となることがあります。

**コード類の配線は、車体の高温部
に接触させない**

火災や感電の原因となることがあります。

**製品同梱の電源リード線は、バッ
テリーに直接接続しない**

火災や感電の原因となることがあります。
電流が不足して、バッテリーから直接電源を
取る場合は、専用の配線キットを使用してく
ださい。



禁止

分岐配線をしてはいけない

ケーブルが加熱して、火災・感電の原因とな
ることがあります。

**雨が吹き込む所や水や結露、ほこ
り、油煙などが混入するところ
には取り付けない**

発煙や発火、故障の原因となることがあります。

**コードが金属部に触れないように
配線する**

金属部に接触するとコードが破損して、火災
や感電、故障の原因となることがあります。

**アンテナやカメラは車幅や車の前後
からはみ出さない場所に取り付ける**
歩行者などに接触して、思わぬ事故の原因と
なることがあります。

**アンテナコード等を車内に引き込
む際は、雨水の浸入に注意する**

雨水が車内に浸入すると、火災や感電の原因
となることがあります。



強制

使用方法



警告



禁止

運転者は走行中に操作をしない

前方不注意となり交通事故の原因となりま
す。必ず安全な場所に停車してから操作し
てください。

運転者は運転中に画像を注視しない
前方不注意となり交通事故の原因となりま
す。

**速度を上げての後退運転や画面だ
けを見ながらの後退運転はしない**

バックカメラの映像は広角レンズを使用し
ています。実際の距離と感覚が異なるので、
人や物にぶつかる恐れがあります。また、必
ず目視による安全確認を行いながら後退し
てください。カメラの死角になっている人
や物にぶつかる恐れがあり、思わぬ事故の
原因となります。

**メディア挿入口に手や指、異物を
入れない**

ケガや感電、火災や故障の原因となります。

液体で濡らさない

発煙・発火・感電の原因となります。特に
お子様のいるご家庭ではご注意ください。

**画面が映らない、音が出ない、音声
が割れる、歪むなどの異常・故障
状態で使用しない**

思わぬ事故や火災、感電の原因となります。



雷が鳴り出したら、アンテナコードや本機に触れない

落雷による感電の危険性があります。

接触禁止



分解や改造をしない

交通事故や火災、感電の原因となります。

分解禁止



実際の交通規制に従って走行する

ナビゲーションによるルート案内のみに従って走行すると、実際の交通規制に反する場合があります、交通事故の原因となります。

強制

運転者がテレビやビデオを見るときは、必ず停車してパーキングブレーキをかける

テレビやビデオは、安全のため走行中は表示されません。

ヒューズを交換するときは、必ず規定容量(アンペア)のヒューズを使用する

規定容量を超えるヒューズを使用すると、火災や故障の原因となります。

異常時の問い合わせ



警告



強制

万一異常が起きた場合は、直ちに使用を中止し、必ず販売店かサービス相談窓口にご相談する

そのまま使用すると、思わぬ事故や火災、感電の原因となります。



注意



本機は車載用以外で使用しない

発煙や発火、感電やケガの原因となることがあります。

禁止

アンプの放熱部に手を触れない

やけどの原因となることがあります。



音量は、車外の音が聞こえる程度で使用する

車外の音が聞こえない状態で運転すると、交通事故の原因となることがあります。

強制



モニターの収納や角度調整時に手や指を挟まれないように注意する

ケガの原因となることがあります。

指のケガに

注意

目次

安全上のご注意 2

使い始める前に

お読みください 7

お客様へのご注意.....	7
本機の操作について.....	7
車のバッテリー上がりを防ぐために.....	7
ナビゲーションの電源について.....	7
バッテリーを外すときのご注意.....	7
本機と接続可能な通信機器について.....	7
SDカードについて.....	8
液晶画面について.....	8
地図データについて.....	8
お客様の登録されたデータについて.....	8
ビジネスモードについて.....	8
オートアンテナの操作について.....	9
著作権.....	9
その他.....	9

簡単セットアップ 10

簡単セットアップをはじめる.....	10
簡単セットアップ画面について.....	10
簡単セットアップで設定できる項目.....	11

テレビを見るための準備..... 12

覚えていただきたいこと

各部の名称とはたらき 14

ナビゲーション本体 (画面モニターを閉じた状態).....	14
ナビゲーション本体 (画面モニターを開いた状態).....	15
ハンズフリー用マイク (別売).....	15
現在地画面のタッチキー.....	16

音量を調整する 17

画面の操作..... 18

画面を切り換える.....	18
画面モニターの角度を調整する.....	18
画面を消す(ナビスタンバイ).....	19
画質を調整する.....	19

SDカードの出し入れ 21

SDカードの入れかた.....	21
SDカードの取り出しかた.....	22

リスト画面の操作 24

基本的なリストの操作.....	24
その他のリストの操作.....	24
50音タブ付きリストの操作.....	24
情報更新タッチキーの操作.....	25
ポップアップメニューの操作.....	25
チェックタイプリストの操作.....	25
インジケーター付きリストの操作.....	25
サイドメニューの操作.....	25

各種メニューの表示 26

ナビメニューの表示.....	26
通信メニュー.....	26
くわしい検索メニュー.....	27
かんたん検索メニュー.....	27
設定メニュー.....	28

AVメニューの表示..... 29

オーディオ設定.....	29
システム設定.....	30
ショートカットメニューの表示.....	30

かんたん検索メニューの操作 32

「よく行く場所」の使いかた.....	32
「買い物」 / 「食事」の使いかた.....	32
「自宅」の使いかた.....	33
自宅を登録する.....	33
自宅に帰る.....	33

ナビゲーションのおもな操作

地図画面の見かた 34

現在地画面 (一般道路).....	34
現在地画面 (有料道路).....	35
スクロール画面.....	36
ルート案内開始画面.....	36
ルート案内中画面 (一般道路).....	37
ルート案内中画面 (有料道路).....	37

地図の操作..... 38

地図を動かす.....	38
位置を微調整する.....	38
地図の向きを変える.....	39
地図の縮尺(スケール)を変える.....	39
地図の表示方法を変える.....	40
切り換えできるビューモード.....	40

場所を探してルート案内をする	41
案内中ルートを消去する	42
渋滞情報を確認する	43

オーディオのおもな操作

AVソースをON/OFFする	44
選べる AV ソースについて	44
AVソースの操作	46
映像系AVソースの操作	46
タッチキーで操作する	46
交通情報	46
ラジオ (FM/AM)	46
TV	47
SD/USB (音楽ファイル)	48
SD (映像ファイル)	48
iPod ミュージック	49
iPod ビデオ	49
BT AUDIO	50
本体のボタンで操作する	50

付録

取り扱い上のご注意	51
液晶画面の正しい使いかた	51
取り扱い上のご注意	51
液晶画面について	51
LED バックライトについて	51
お手入れについて	51
SDカードの正しい使いかた	52
取り扱い上のご注意	52
データの保護について	52
USB 機器に関するご注意	52
取り扱い上のご注意	52
接続上のご注意	52
iPod に関するご注意	52
取り扱い上のご注意	52
著作権について	52
電波に関するご注意	53
故障かな?と思ったら	54
電源が入らない、動作しない	54
映像が出ない	54
オーディオの音が出ない	54
ナビのガイド音声を調整できない	54
液晶画面が暗い・見にくい	54

保証とアフターサービス	55
保証書について	55
アフターサービスについて	55
保証期間中の修理は	55
保証期間経過後の修理は	55
仕様	56
VICS情報有料放送サービス	
契約約款	58
商標・著作権など	60

お読みください

お客様へのご注意

- 緊急施設（病院、消防署、警察署など）の検索性やルート案内については、本機に依存せず、各施設に直接ご確認ください。
- 本機は車の速度を検出し、走行規制をかける仕様となっています。必ず、車速信号入力線（ピンクリード線）を車の車速検出回路に接続してください。
- ナビゲーションの操作や SD カードを出し入れするときは、車を安全な場所に停車させ、車のセレクトレバーをN（ニュートラル）かP（パーキング）位置にし、パーキングブレーキをかけてから行ってください。

本機の操作について

本機は、タッチパネルと本体のボタンで操作します。

車のバッテリー上がりを防ぐために

本機をお使いになるときは、必ず車のエンジンをかけてください。エンジンがかかっていないときに本機を使用すると、バッテリーが消耗します。



メモ

- ・環境保護のため、必要以上の停車中のアイドリングは避けましょう。

ナビゲーションの電源について

本機の電源は、車のエンジンスイッチを ACC または ON にすると自動的に入り、エンジンスイッチを OFF にすると電源が切れます。ナビゲーションの電源スイッチはありません。

バッテリーを外すときのご注意

点検などでバッテリーを外すと、次の内容が工場出荷時の状態に戻ります。必要な情報は事前に控えておいてください。

- 学習ルート
 - 画質調整
 - 画面角度調整
 - オーディオ設定／システム設定の設定内容
 - ラジオ、交通情報のプリセット内容
 - 各 AV ソースの再生モード
- など

本機と接続可能な通信機器について

- 本機に接続可能な通信機器は、Bluetooth に対応した携帯電話のみです。
- 本機と Bluetooth 接続することで、電話機能、通信機能や BT AUDIO 機能などをお使いいただけます。ただし、携帯電話やスマートフォンの機種によっては、それらに対応していない機種もありますので、ご注意ください。

お読みください

SD カードについて

- 本機は、SD メモリーカードおよび SDHC メモリーカードに対応しています。本書では、便宜上「SD カード」と表記する場合があります。
 - 本機はすべての SD カードの動作を保証するものではありません。
 - SD カードへのアクセス中は、SD カードを抜かないでください。また、車のキースイッチ位置を変更しないでください。データが破損する恐れがあります。そのような行為において破損した場合、補償できません。
 - SD カードは寿命があります。普通に使用していても正常に書き込みや消去などの動作をしなくなる場合があります。
 - お持ちのパソコンで認識している SD カードが、まれに本機で認識しない場合があります。この場合、SD カードの不具合によっては、専用のフォーマットツールでフォーマットすることにより認識する場合があります。また、パソコンの標準機能でフォーマットをすると SD 非準拠のフォーマットになるため、データの書き込み、あるいは読み出しが出来ないなどの不具合が発生することがありますので、専用フォーマットソフトでフォーマット作業を実行することが推奨されています。
- ただし、フォーマットした場合は、SD カードに記録されたデータが全て消失します。フォーマットの際は、必ず SD カードデータのバックアップを作成してから行ってください。
- SD カードのフォーマットソフトウェアは、SD アシエーションの以下ホームページより入手できます。

<https://www.sdcard.org/jp/>
(2012年8月時点転載)

- フォーマット作業による SD カードの不具合修復を弊社が保証するものではありません。また、本作業により、SD カードのデータ消失並びに、その他損害が発生した場合は、弊社として責任を負えません。フォーマットソフトの説明書などをよくお読みになり、あくまで、お客様の判断・責任のもとでフォーマット作業は実行してください。

液晶画面について

液晶画面は、構造上きれいに見える角度が限られています。初めてお使いになるときは、画面がきれいに見えるように、見る角度に合わせて画質を調整してください。(→P18)

地図データについて

地図データは、本機内蔵のメモリーに収録されています。

お客様の登録されたデータについて

- 本機の修理において、お客様が登録したデータの保証については、ご容赦ください。
- ナビゲーションに登録されたメモリダイヤル・各種機能設定などの内容は、事故や故障・修理その他取り扱いによって変化・消失する場合があります。大切な内容は控えをお取りください。万一内容が変化・消失した場合の損害および逸失利益につきましては、一切の責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。

ビジネスモードについて

本機は、ビジネス向け製品のため、工場出荷時の状態がビジネスモードとなっています。以下の機能は、ビジネスモード専用仕様となります。

- 言語設定機能 (外国語モード) (→P26)
 - データ初期化機能 (→P26)
 - マップコード検索機能 (→P27)
 - 緯度経度検索機能 (→P27)
 - 機能設定の「メニュー / 誘導言語切替」、「地図言語切替」
 - オープニング画像切替機能
- また、ビジネスモードには次の制限があります。
- 車の速度を検出し、走行規制がかかります。
※ビジネスモードを解除すると、パーキングブレーキの ON/OFF を検知し、走行規制がかかります。
 - 内蔵ワンセグ機能は使用できません。

オートアンテナの操作について

本機をオートアンテナ車に取り付けた場合は、車の ACC 電源 ON（エンジンをかける）に連動してオートアンテナが上がる場合があります。屋内ではご注意ください。立体駐車場などでアンテナを下げるには、「メニューボタン」（→P14）を長く押しします。



メモ

- ・オートアンテナ車以外では、常に ON にしておいてください。OFF にするとラジオ/VICS/FM 多重放送が受信できなくなる場合があります。（→P14）

著作権

本機に収録されたデータおよびプログラムの著作権は、弊社および弊社に対し著作権に基づく権利を許諾した第三者に帰属しております。お客様は、いかなる形式においてもこれらのデータおよびプログラムの全部または一部を複製、改変、解析などを行うことはできません。

その他

- 弊社は、本製品がお客様の特定目的へ合致することを保証するものではありません。
- 本製品の仕様および外観は、改善のため予告なく変更する場合があります。その場合における変更前の本製品の改造、またはお取り換えのご要望には応じかねます。
- 実際の製品の画面は、性能・機能改善のため、予告なく変更することがあります。
- 取扱説明書で使っている画面例は、実際の画面と異なる場合があります。

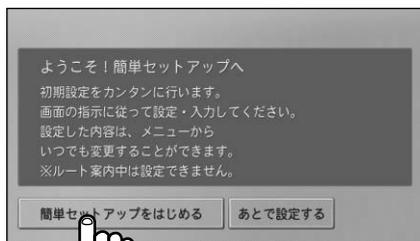
簡単セットアップ

本機の基本的な設定を、画面の指示に従ってかんたんに行うことができます。本機をご購入後、はじめてお使いになるときは、自動的に簡単セットアップが起動します。設定した内容は、あとから変更することもできます。詳しくは『ナビゲーション&オーディオブック』-「ナビゲーションの設定」-「簡単セットアップをする」をご覧ください。

簡単セットアップ

簡単セットアップをはじめる

1 簡単セットアップをはじめる にタッチする



以下の順に設定を行います。

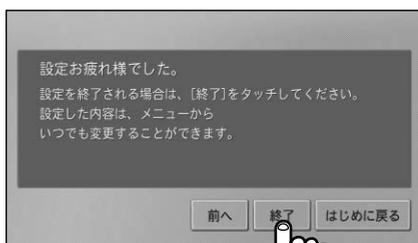
音量設定→自宅設定→ETC 取付状態設定→イルミネーションカラー設定→Bluetooth 設定→通信接続設定

それぞれの画面の指示に従って設定してください。

メモ

- ルート案内中は、簡単セットアップを行うことはできません。
- あとで設定したい場合は、**あとで設定する** にタッチしてください。次回起動時も簡単セットアップが起動します。また、本機の起動時以外にも設定メニュー(→P28)から簡単セットアップをはじめることもできます。

2 簡単セットアップ終了画面まで進んだら、**終了** にタッチする



簡単セットアップ画面について

終了
簡単セットアップを終了します。

次へ >>
設定内容を保存し、次の画面を表示します。

<< 前へ
設定をやり直す場合など、一つ前の画面を表示します。



ガイダンスメッセージ

機能の概要と操作方法をかんたんなメッセージで表示します。

簡単セットアップ進捗バー

簡単セットアップがどこまで進んでいるか確認できます。

簡単セットアップで設定できる項目

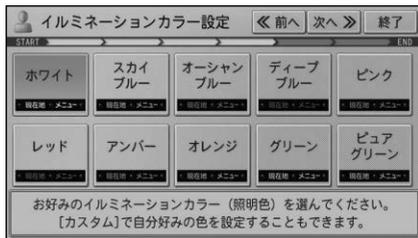
音量設定

ナビゲーションの案内音量や電話の着信音量と受話音量の調整、操作音のON/OFFを設定できます。



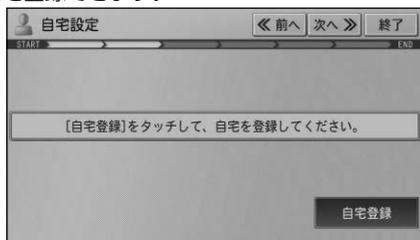
イルミネーションカラー設定

本体のボタンのイルミネーション色を設定できます。



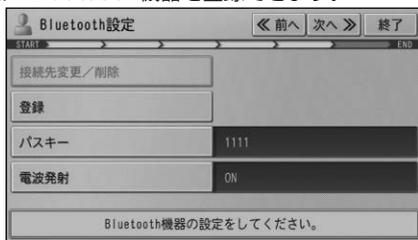
自宅設定

自宅を登録できます。



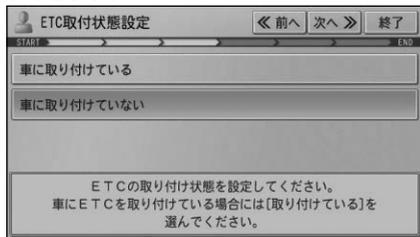
Bluetooth設定

本機にBluetooth機器を登録できます。



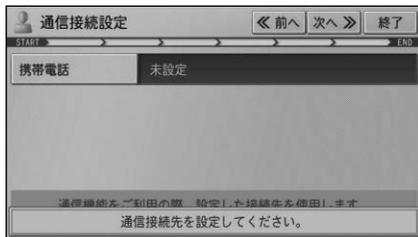
ETC 取付状態設定

車にETCユニットを取り付けているかいないかを設定できます。



通信接続設定

通信機能を利用するためのプロバイダ設定ができます。



簡単
セット
アップ

テレビを見るための準備

※工場出荷時は、ワンセグ放送を視聴することができないよう設定されています。

本機をご購入後、はじめてテレビをご覧になるときは、受信可能なチャンネルを探して本機に登録する作業（チャンネルスキャン）が必要です。これらの準備が完了するまでは、テレビをご覧いただくことはできません。

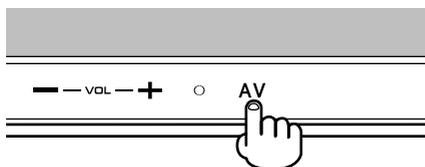
メモ

- チャンネルスキャンは、テレビの電波を受信しやすい場所で行ってください。（地下駐車場などでは電波を受信しない場合があります。）
- 車のバッテリーを外したときや、設定初期化（→『ナビゲーション&オーディオブック』－「その他の操作」－「設定内容の初期化とユーザーデータの消去」）したときにもチャンネルスキャンが必要です。

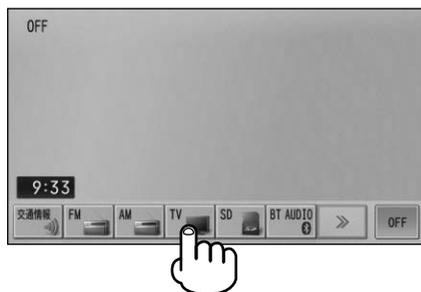
テレビを見るための準備

1 車のエンジンをかける

2 地図画面が表示されたらAVボタンを押す



3 TVにタッチする



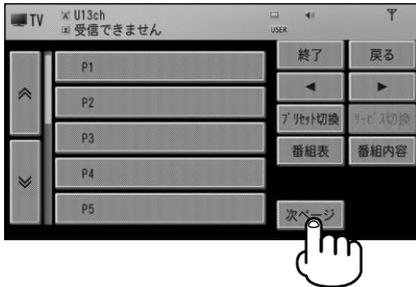
4 画面にタッチする



5 詳細にタッチする



6 次ページにタッチする



7 スキャンに長くタッチする



▼
チャンネルスキャンを開始します。

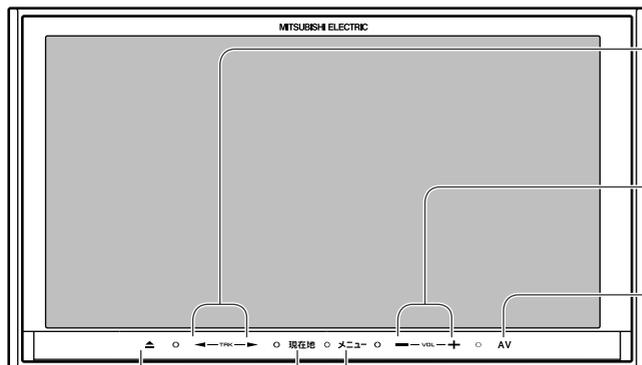


▼
チャンネルスキャンが終了すると、テレビの映像が表示されます。

テレビを見るための準備

各部の名称とはたらき

ナビゲーション本体（画面モニターを閉じた状態）



各部の名称とはたらき

イジェクトボタン (→ P18,21,22)

SDカードの出し入れや、画面モニターの角度調整を行うための操作画面を表示します。長く押しと画面モニターを開きます。

現在地ボタン(→ P18,19)

ナビ画面（現在地以外を表示中）の場合は、現在地を表示します。現在地表示中の場合は、登録スケールに変更します。AVソース画面の場合は、現在地画面に切り換えます。どちらの画面の場合でも、長く押しと一時的に画面を消すことができます。

メニューボタン(→ P26,29)

ナビ画面の場合は、ナビメニューを表示します。AVソース画面の場合は、AVメニューを表示します。どちらの画面の場合でも、長く押しとオートアンテナをON(上げる) / OFF(下げる)することができます。(→ P9)

◀ / ▶ ボタン (→ P50)

トラックのダウン / アップや早戻し / 早送りなどのオーディオ操作を行います。

音量調整ボタン (→ P17)

オーディオの音量調整を行います。

AV ボタン (→ P18,19)

ナビ画面の場合は、AVソース画面に切り換えます。

AVソース画面の場合は、動作しません。

どちらの画面の場合でも、長く押しと画質調整画面を表示します。

画質調整画面表示中の場合は、押しと画質調整画面を解除し、長く押しとタッチパネル調整画面を表示します。

タッチパネル調整画面の場合は、押しとタッチパネル調整の操作を行い、長く押しとタッチパネル調整画面を解除します。

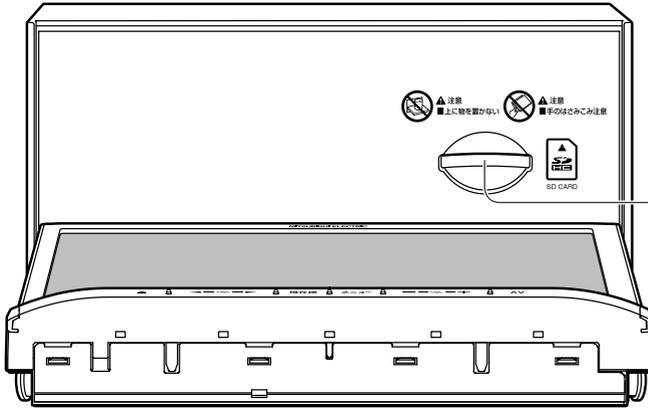
注意

- 本機を使用していないときは、画面モニターを閉じた状態にしてください。
- 画面モニターの角度調整や開閉を手動で行ったりしないでください。画面モニターに強い力が加わると故障することがあります。
- 画面モニターの角度調整や開閉をするときに、物を挟まないように注意してください。物が挟まってしまったときは、挟まった物を取り除いてから開閉操作をしてください。



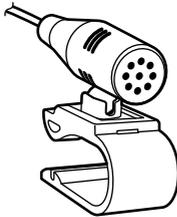
画面モニターを開閉するときは、指などを挟まれないようにご注意ください。特にお子様にはご注意ください。ケガの原因となることがあります。

ナビゲーション本体（画面モニターを開いた状態）



SD カードスロット (→ P22)
SD カードを挿入します。

ハンズフリー用マイク（別売）



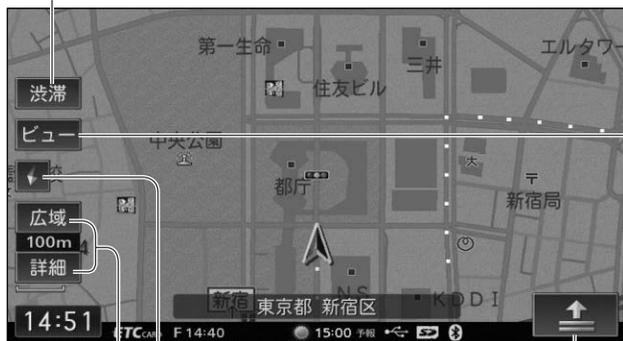
本機に携帯電話を Bluetooth 接続して、ハンズフリー通話を行う場合は、別売のハンズフリー用マイク「LE-20HM」が必要です。

各部の名称とはたらき

現在地画面のタッチキー

渋滞タッチキー (→ P43)

渋滞情報を取得してルート案内中の場合は、渋滞情報を表示します。ルート案内中でない場合は、規制情報を表示します。



ビュータッチキー (→ P40)

地図の表示方法を選んだり、一方通行マークの表示・非表示を設定できます。

長くタッチすると、現在の地図スケールを登録します。(現在地画面のみ機能します。)

方位表示タッチキー (→ P39)

地図の向き(進行方向が上/北が上)を変更できます。

ショートカットメニュータッチキー (→ P30)

ナビでよく使う機能が集められたメニューを表示します。ショートカットメニューは、表示中の画面によってメニューの内容が異なります。

広域/詳細タッチキー (→ P39)

地図の表示範囲をおおまかな表示で拡大(広域)したり、精密な表示で縮小(詳細)したりできます。

各部の名称とはたらき

音量を調整する

オーディオの音量調整方法を説明します。ナビゲーションの案内音量や電話の受話音量、着信音量、操作音の設定は『ナビゲーション&オーディオブック』-「ナビゲーションの設定」-「ナビゲーションの音量設定をする」をご覧ください。

注意

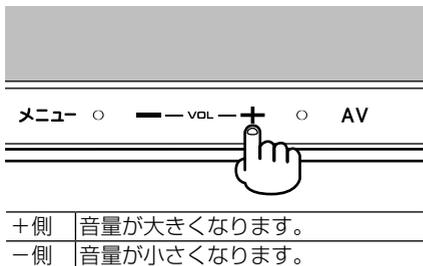
- 車外の音が聞こえにくいと、交通事故の原因となります。安全運転をさまたげないように適度な音量でお使いください。

メモ

- ナビゲーションの案内音声が出力中の場合、音量の調整ができないことがあります。案内音声が出力されていない状態のときに操作してください。
- AV ソースごとの音量の差を調整することもできます。詳しくは『ナビゲーション&オーディオブック』-「オーディオの音質を設定する」-「ソースレベルアジャスター設定」をご覧ください。
- ナビゲーションの案内音声出力時や電話使用時などに、自動的にオーディオの音を消したり小さくしたりすることもできます。詳しくは『ナビゲーション&オーディオブック』-「オーディオのシステムを設定する」-「消音タイミング」、「消音レベル」をご覧ください。

音量を調整する

1 音量調整ボタンを押す



画面の操作

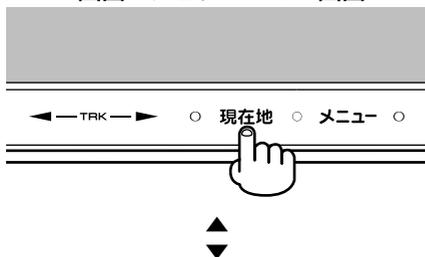
画面を切り換える

本機は、ナビゲーション画面と AV ソース画面を切り換えることで、それぞれの機能を使うことができます。

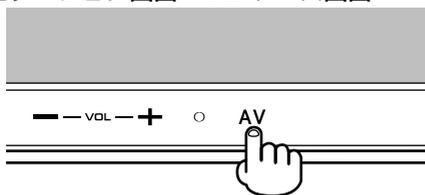
1 現在地ボタンまたは AV ボタンを押す

押すごとに、現在表示している画面に応じて以下のように切り換わります。

AV ソース画面→ナビゲーション画面



ナビゲーション画面→AV ソース画面



画面の操作

画面モニターの角度を調整する

画面モニターを見やすい角度に調整して記憶させることができます。

！ 注意

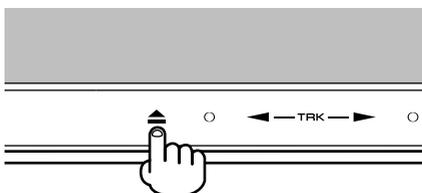
- 画面モニターの角度調整を手動または工具を使って無理に行わないでください。画面モニターに強い力が加わると故障することがあります。

- 画面モニターの角度調整をするときに、物を挟まないようにご注意ください。物が挟まってしまったときは、挟まった物を取り除いてから調整してください。



画面モニターの角度調整をするときは、指などを挟まれないようにご注意ください。特にお子様にはご注意ください。ケガの原因となることがあります。

1 イジェクトボタンを押す



2 ー または + にタッチする



- + 画面モニターが一段階ずつ開きます。
- 画面モニターが一段階ずつ閉じます。

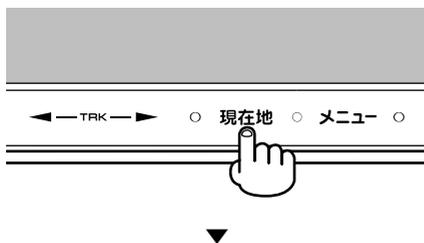
メモ

- 調整した画面モニターの角度は本機に記憶され、電源を OFF/ON (エンジンスイッチ OFF/ON) しても自動的に調整した角度になります。別の角度にしたい場合は、再度調整してください。

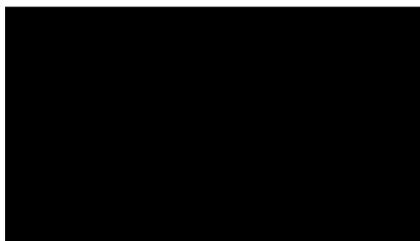
画面を消す(ナビスタンバイ)

本機の画面がまぶしい場合など、一時的に画面を消す(黒い画面にする)ことができます。

1 現在地ボタンを長く押す



一時的に画面が消えます。



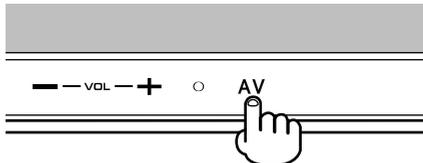
メモ

- ナビスタンバイは、電源を OFF/ON (エンジンスイッチ OFF/ON) しても解除されません。解除したい場合は、画面にタッチしてください。元の画面に戻ります。
- ナビスタンバイ中は、ナビゲーションの音声案内が出力されません。選択中の AV ソースは、音声のみ出力されます。
- カメラ機能動作時は、一時的にナビスタンバイが解除されます。

画質を調整する

画面の明るさを調整して記憶させることができます。

1 画質を調整したい画面で AV ボタンを長く押す



2 お好みに合わせて設定する



画面の操作

黒の濃さ

- (白) 白の濃度が強くなります。
- (黒) 黒の濃度が強くなります。

コントラスト

- 低 白黒の差が小さくなります。
- 高 白黒の差が大きくなります。

明るさ

- 暗 暗くなります。
- 明 明るくなります。

色温度

- (赤) 暖色系が強くなります。
- (青) 寒色系が強くなります。

色の濃さ(映像系AVソースまたはカメラ映像のみ)

- 淡 薄くなります。
- 濃 濃くなります。



メモ

- 画質調整画面のまま、もう一度 AV ボタンを長く押すと、タッチパネル調整画面が表示されます。詳しくは『ナビゲーション&オーディオブック』-「その他の操作」-「タッチパネルのタッチ位置を調整する」をご覧ください。

SD カードの出し入れ



画面モニターを開閉するときは、指などを挟まれないようにご注意ください。特にお子様にはご注意ください。ケガの原因となることがあります。

注意

- 本機を使用していないときは、画面モニターを閉じた状態にしてください。
- 画面モニターの開閉を手動または工具を使って無理に行わないでください。画面モニターに強い力が加わると故障することがあります。
- 画面モニターの開閉をするときに、物を挟まないようにご注意ください。物が挟まってしまったときは、挟まった物を取り除いてから開閉してください。
- SD カードの出し入れを無理に行くと、本機や SD カードが破損する恐れがあります。ご注意ください。
- SD カードスロットには、SD カード以外のものを挿入しないでください。コインなどの金属物を挿入した場合、内部回路が破損し故障の原因となります。
- 安全の為、走行中は SD カードの出し入れはしないでください。

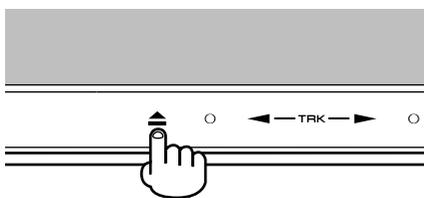
メモ

- miniSD カード、microSD カードには、市販されている専用のアダプターが必要となります。
- 本機と組み合わせて使用しているときに SD カードのデータが消失しても、消失したデータの保証についてはご容赦ください。

SD カードの出し入れ

SD カードの入れかた

1 イジェクトボタンを押す



2 SDカード挿入にタッチする

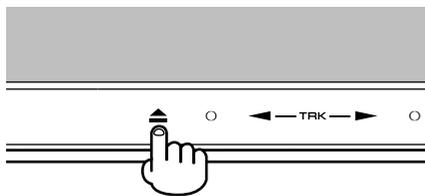


画面モニターが開きます。

3 “カチッ” と音がするまで SD カードを差し込む



4 イジェクトボタンを押す



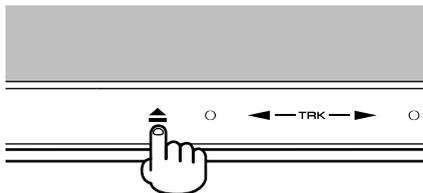
画面モニターが閉じます。

！ 注意

- SD カードが完全に挿入されていない状態でイジェクトボタンを押さないでください。カードを破損させるおそれがあります (SD カードの挿入位置が正しくないままイジェクトボタンを押すと、画面モニターにメッセージが表示され、音声による案内が行われます)。

SD カードの取り出しかた

1 イジェクトボタンを押す



2 SDカード取り外しにタッチする

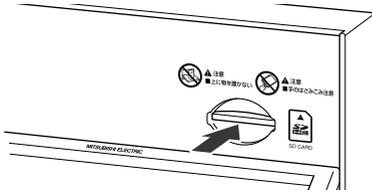


画面モニターが開きます。

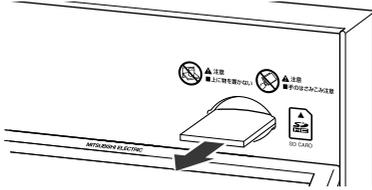
！ 注意

- SD カードを取り外す場合は、必ず **SD カード取り外し** にタッチしてから行ってください。タッチせずに取り外すと、SD カード内のデータが破損する恐れがあります。

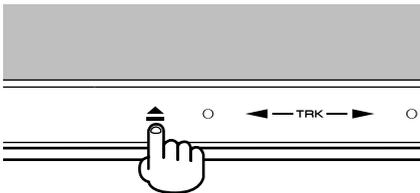
3 “カチッ” と音がするまで SD カードを押し込んで離す



SD カードが押し出されます。



4 SDカードをまっすぐ引き抜き、イジェクトボタンを押す



画面モニターが閉じます。

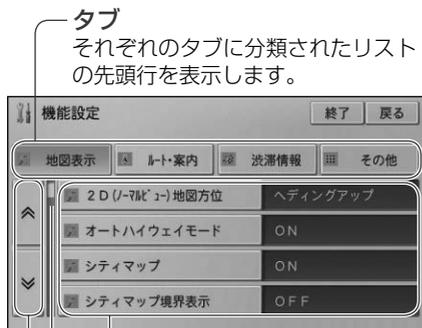
！ 注意

- SD カードを完全に取り出していない状態でイジェクトボタンを押さないでください。カードを破損させるおそれがあります (SD カードを完全に取り出していない状態でイジェクトボタンを押すと、画面モニターにメッセージが表示され、音声による案内が行われます)。
- SD カードは中央部をゆっくりと押し、まっすぐ取り出してください。
- 取り出した SD カードは、専用ケースに入れるなどして、保管してください。また、誤ってお子様が進み込むなどのことが無いように、保管場所にもご配慮ください。

リスト画面の操作

本機では、使っている機能に応じていろいろなリスト画面が表示されます。それぞれの使いかたを覚えておくと便利です。

基本的なリストの操作



タブ
それぞれのタブに分類されたリストの先頭行を表示します。

リスト項目
目的の項目を選んでタッチします。

リストバー
リスト項目量の目安とリストの現在位置を示します。

ページ送りタッチキー
リスト項目が複数ページあるときに表示され、タッチするとリストをページ送ります。

リスト画面の操作

その他のリストの操作

50音タブ付きリストの操作

サイドマップなし



50音タブ
選んだタブの先頭からリスト表示します。
(あ→か→さ→た→な)
同じタブに繰り返しタッチすると、音送り
でリスト表示します。
(あ→い→う→え→お)

サイドマップ有り



タブ送り
サイドマップが表示されている場合は、50音タブが省略表示されます。タッチすることによって隠れている50音タブを表示します。

情報更新タッチキーの操作



サイドマップ

情報更新タッチキー

リスト項目の仮選択を行い、選んだ項目の地図をサイドマップに表示します。

インジケータ付きリストの操作



インジケータ

タッチするとインジケータが点灯し、選択中であることを示します。もう一度タッチするとインジケータが消灯し、選択が解除されます。

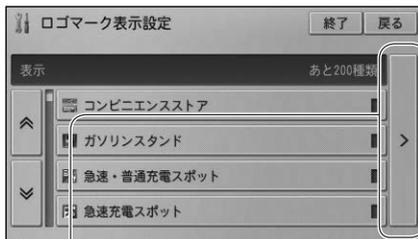
ポップアップメニューの操作



ポップアップメニュー

選んだ項目に選択肢がある場合に表示されます。

サイドメニューの操作



サイドメニュー (開く)

サイドメニューを開きます。



チェックタイプリストの操作



チェックマーク

タッチするとチェックマークが表示され、選択中であることを示します。もう一度タッチするとチェックマークが消え、選択が解除されます。



サイドメニュー項目

サイドメニュー (閉じる)

サイドメニューを閉じます。

リスト画面の操作

各種メニューの表示

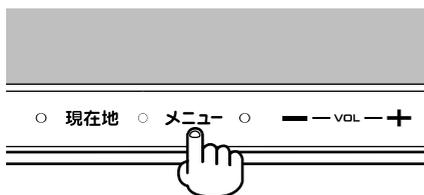
本機のいろいろな機能を使うには、各種メニュー画面を表示して操作します。各メニューの操作について、詳しくは『ナビゲーション&オーディオブック』をご覧ください。

ナビメニューの表示

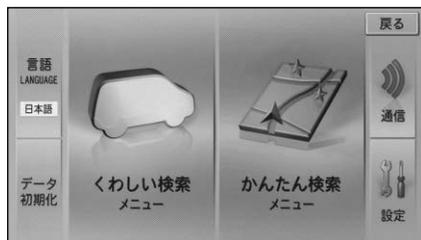
ナビゲーションに関するメニューを操作したいときは、ナビメニューを表示します。

1 ナビゲーション画面に切り換える (→ P18)

2 メニューボタンを押す



ナビメニューが表示されます。



言語

(ビジネスモードのみ)

外国語モード(日本語・英語・中国語(北京語)・韓国語)に切り換えます。中国語(北京語)・韓国語に切り換わるのは音声案内のみです。メニューなどの表記は日本語または英語のみです。

データ初期化	ユーザーデータ領域(最近探した場所、登録した場所、走行軌跡、自宅)を初期化します。
くわしい検索メニュー	いろいろな方法で場所を探すためのメニューです。
かんたん検索メニュー	よく行く場所やレストラン、スーパー、自宅など普段の生活に必要な場所をかんたんに探すためのメニューです。
通信	通信機能を使うためのメニューです。
設定	ナビゲーションの様々な設定や編集を行ったり、各種情報を確認するメニューです。

メモ

・「言語」「データ初期化」について、詳しくは『ナビゲーション&オーディオブック』をご覧ください。

通信メニュー



お天気情報	お天気情報(天気予報)を取得します。
携帯電話	携帯電話メニューを表示します。
駐車場満空情報	駐車場の満車・空車情報を取得します。
ガスタ価格情報	ガソリンスタンドの価格情報を取得します。

 **メモ**

・通信メニューをお使いになる場合は、あらかじめ通信機器（→P7）の接続と通信設定が必要です。詳しくは『ナビゲーション&オーディオブック』-「通信設定をする」をご覧ください。

くわしい検索メニュー

くわしい検索メニュー（1 ページ目）



名称	名称を入力して場所を探します。
住所	住所を入力して場所を探します。
MAPCODE	マップコードを入力して場所を探します。 (ビジネスモードのみ)
周辺施設	自車またはルート周辺の施設を探します。
電話番号	電話番号を入力して場所を探します。
登録地	登録地から探します。
検索履歴	検索履歴から探します。
次ページ	くわしい検索メニュー（2 ページ目）に切り換わります。
自宅	自宅を目的地に設定します。自宅が登録されていない場合は自宅登録画面になります。
ルート消去	案内中ルートを消去します。

くわしい検索メニュー（2 ページ目）



ジャンル	ジャンルを指定して場所を探します。
緯度経度 (ビジネスモードのみ)	緯度経度を入力して場所を探します。
自宅	自宅を目的地に設定します。自宅が登録されていない場合は自宅登録画面になります。
前ページ	くわしい検索メニュー（1 ページ目）に切り換わります。
ルート消去	案内中ルートを消去します。

各種メニューの表示

かんたん検索メニュー



よく行く場所	あらかじめよく行く場所として登録した地点までのルートを探します。
買い物	現在地やスクロール地点など、操作を行う時点で地図画面に表示されている場所周辺の買い物スポットをジャンル検索し、ルート探索します。

食事	現在地やスクロール地点など、操作を行う時点で地図画面に表示されている場所周辺の食事スポットをジャンル検索し、ルート探索します。
自宅	自宅までルート探索します。自宅が登録されていない場合は自宅登録画面になります。

ETC 利用履歴	本機に別売の ETC ユニットを接続し、かつ ETC カードが挿入されている場合に ETC の利用履歴を確認できます。
-----------------	---

 **メモ**

- **ETC 利用履歴** は、本機に ETC ユニットが接続されていない場合は表示されません。

設定メニュー



情報	本機の情報などを確認できます。
設定	ナビゲーションに関する設定ができます。
編集	ルートや登録地の編集、データの消去などができます。

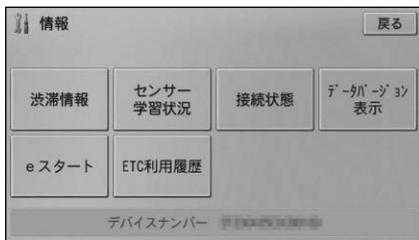
設定



ロゴマーク表示設定	地図に表示するロゴマークを設定します。
機能設定	ナビゲーションの機能を設定します。
Bluetooth 設定	Bluetooth 機器の登録・設定をします。
通信接続設定	プロバイダの設定をします。
音量設定	ナビゲーションの案内音量や操作音を設定します。
簡単セットアップ	本機の基本的な設定をガイダンスに従って行います。
その他	カメラやイルミネーションカラー、車両情報、自車位置の設定をします。また、オープニング画像の変更や設定初期化も行えます。

各種メニューの表示

情報



渋滞情報	渋滞情報の確認ができます。
センサー学習状況	センサーの学習状況が確認できます。
接続状態	本機の接続状態が確認できます。
データバージョン表示	本機に収録された地図データのバージョン情報を確認できます。
e スタート	運転当日の e スタートの状況が確認できます。

編集



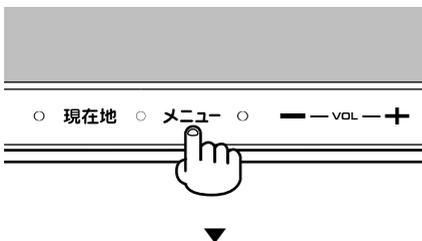
ルート編集	案内中ルートを編集します。
登録地編集	登録地を編集します。
よく行く場所編集	よく行く場所として登録した地点を編集します。
検索履歴消去	検索履歴を消去します。
メモリダイヤル消去	本機に読み込んだメモリダイヤルのデータを消去します。
学習ルート消去	学習ルートを消去します。
走行軌跡消去	走行軌跡を消去します。

AVメニューの表示

オーディオに関するメニューを操作したいときは、AVメニューを表示します。

1 AVソース画面に切り換える (→ P18)

2 メニューボタンを押す



AVメニューが表示されます。

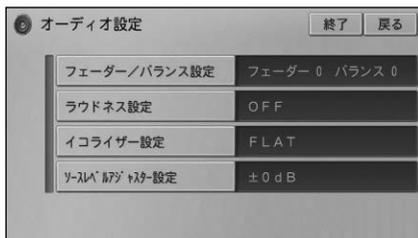


オーディオ設定	オーディオの音を設定するメニューです。
システム設定	オーディオ機能を設定するメニューです。

メモ

- 交通情報 (→ P44) を受信中は、AVメニューを表示することができません。

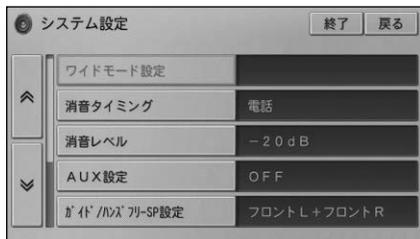
オーディオ設定



フェーダー/バランス設定	前後左右の音量バランスを設定します。
ラウドネス設定	小さな音量で聴いているときに、低・高音の不足感を補正し、メリハリのある音に設定します。
イコライザー設定	あらかじめ用意された音響調整値（イコライザーカーブ）を使用したり、お好みで調整値の変更をします。
ソースレベルアジャスター設定	AVソースを切り換えた際に、音量の大きさに違いが出ないように、FMの音量を基準にして各AVソースの音量の差をそろえるよう設定します。

各種メニューの表示

システム設定



ワイドモード設定	映像系 AVソース (iPod ビデオ /AUX) の画面表示に関する設定をします。
消音タイミング	ナビゲーションの音声案内時かハンズフリー通話時またはその両方のタイミングで、一時的にオーディオの音を小さくしたり消したりするかどうかを設定します。
消音レベル	消音タイミングを設定した場合に、オーディオの音をどの程度小さくするかまたは消すかどうかを設定します。
AUX 設定	本機にポータブルプレーヤーなどの外部機器を組み合わせた場合に、音声や映像を出力するかしないか設定します。
ガイド/ハンズフリーSP設定	ナビゲーションの音声案内やハンズフリー通話の受話音などを、どのフロントスピーカーから出力するかを設定します。
SD 映像出力設定	SD カード内に保存された映像ファイル再生時の表示方法を設定します。
TV 機能設定	視聴者設定の消去をします。 ※工場出荷時は、ワンセグ放送を視聴することができないよう設定されています。
iPod ワイドスクリーン	iPod ビデオデータ再生時に、ワイドスクリーン表示するかしないか設定します。

各種メニューの表示

ショートカットメニューの表示

ナビゲーションでよく使う機能を集めたメニューがショートカットメニューです。ショートカットメニューは、表示している画面の状態によって内容が異なります。

1 上にタッチする



現在地でのショートカットメニュー



ここを登録する	現在地を本機に登録します。
周辺施設を探す	ガソリンスタンドや駅など探したい施設を、現在地周辺またはルート周辺から探します。
別道路切換	一般道路と有料道路が並行している場所を走行中、自車マークが実際と異なる種類の道路に乗ってしまった場合に、正しい道路種別に切り換えます。
自宅	自宅までのルートを探索します。自宅が未登録の場合は、自宅登録確認メッセージを表示します。

スクロールした場所でのショートカットメニュー



ここへ行く	スクロール位置までのルートを探します。
ここを登録する	スクロール位置を本機に登録します。
周辺施設を探す	ガソリンスタンドや駅など探したい施設を、スクロール位置周辺から探します。
自宅	自宅までのルートを探します。自宅が未登録の場合は、自宅登録確認メッセージを表示します。

検索した場所でのショートカットメニュー



ここへ行く	検索した場所までのルートを探します。
ここを登録する	検索した場所を本機に登録します。
詳細情報を見る	検索した場所の名称や住所、電話番号などの情報を表示します。
周辺施設を探す	ガソリンスタンドや駅など探したい施設を、検索した場所周辺から探します。

メモ

- ・ショートカットメニューを閉じるには、**戻る** または  にタッチします。

かんたん検索メニューの操作

かんたん検索メニューを使うと、通勤や通学などでよく行く場所や自転車周辺のお買い物スポット、食事場所など、普段の生活に必要な場所をかんたんに探すことができます。

「よく行く場所」の使いかた

普段の生活でよく行く場所を登録しておくことで、かんたんな操作でその場所まで案内します。

メモ

- よく行く場所が未登録の状態では、本機能をお使いになることはできません。あらかじめよく行く場所を登録してください。
- よく行く場所は5件まで登録することができます。登録方法については、『ナビゲーション&オーディオブック』—「登録・編集操作」—「場所を登録する」をご覧ください。

1 かんたん検索メニュー（→P27）の「よく行く場所」にタッチする

2 目的の場所にタッチする



▼
選んだ場所までのルートが1本だけ探索され、探索が終了するとルート案内を開始します。

「買い物」／「食事」の使いかた

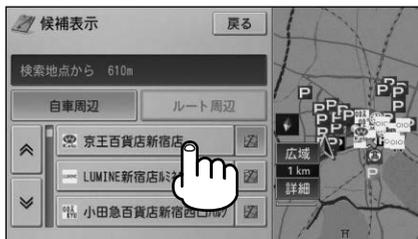
お買い物やお食事がしたいときに、かんたんな操作で案内します。

1 かんたん検索メニュー（→P27）の「買い物」または「食事」にタッチする

2 買い物または食事のジャンルを絞り込む



3 目的の施設を選んでタッチする



4 ここへ行くにタッチする



5 案内開始にタッチするかパーキングブレーキを解除する



選んだ場所までルート案内を開始します。

「自宅」の使いかた

あらかじめ自宅の登録さえ行っておけば、全国どこへ出かけていてもかんたんな操作で自宅まで案内します。

自宅を登録する

1 自宅に車を止め、かんたん検索メニュー(→ P27)の自宅にタッチする

メモ

- 自宅以外の場所にいるときは、地図画面上に自宅の場所を表示させて登録することもできます。

2 はいにタッチする



自宅が登録されます。

メモ

- 自宅の登録は、簡単セットアップ、くわしい検索メニュー、ショートカットメニューから行うこともできます。詳しくは『ナビゲーション&オーディオブック』をご覧ください。

自宅に帰る

1 かんたん検索メニュー(→ P27)の自宅にタッチする

自宅までのルートが1本だけ探索され、探索が終了するとルート案内を開始します。

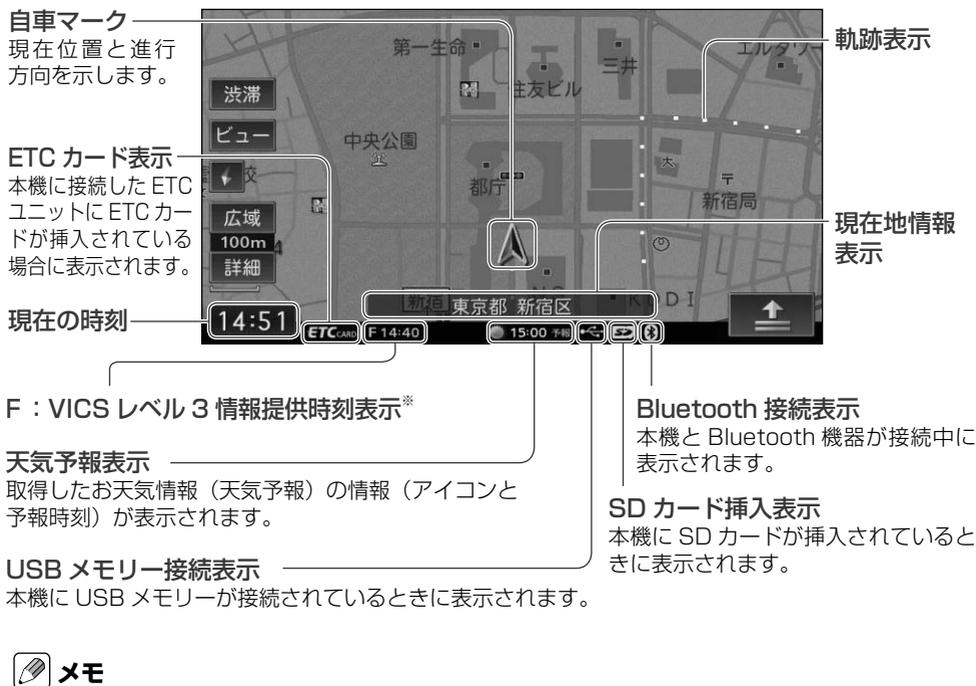
メモ

- 自宅へのルート探索は、くわしい検索メニュー、ショートカットメニューから行うこともできます。詳しくは『ナビゲーション&オーディオブック』をご覧ください。

地図画面の見かた

現在地画面（一般道路）

自分の車が今いる場所を中心とした地図画面のことを「現在地画面」と言います。現在地画面では、車の走行に合わせて自動的に地図が動きます。



メモ

- 本機では、現在の時刻に連動して昼と夜で地図画面の配色を変えて表示します。画面表示の設定は変更することができます。→「ナビゲーション&オーディオブック」-「ナビゲーションの設定」-「機能設定をする」 また、昼・夜の時間に関係なく車のスモール灯を ON/OFF することで、自動的に画面の明るさを調整します。
 - 自転車マークは、実際の現在地からずれる場合があります。
 - 軌跡表示は、今までに通った約 250 km 分の走行軌跡が表示できます。軌跡表示は削除したり表示しないように設定することができます。→「ナビゲーション&オーディオブック」-「登録・編集操作」-「その他のデータを編集する」 / 「ナビゲーションの設定」-「機能設定をする」
 - 現在地情報表示は、地図スケール表示が 100 m ~ 1 km のときに市区町村名まで表示されます。10 m ~ 50 m の詳細市街地図を表示中は、市区町村名、住所名、丁目まで表示されます。2 km 以上の場合は表示されません。場所によっては表示されないところもあります。
- ※ VICS については「ナビゲーション&オーディオブック」-「各種情報の利用」-「FM-VICS 情報を利用する」をご覧ください。

現在地画面（有料道路）

本機は、有料道路を走行すると自動的に有料道路専用画面に切り換わります（オートハイウェイモード）。有料道路では、車の走行に合わせて施設の情報が変化します。



施設送りタッチキー

画面がカーソルモードに変化し、有料道路施設を現在地から近い順に送っていきます。四番目に近い有料道路施設を確認したい場合などに使います。

メモ

- オートハイウェイモード、ETC レーン案内の表示は、ON/OFF することができます。詳しくは『ナビゲーション&オーディオブック』－「ナビゲーションの設定」－「機能設定をする」をご覧ください。
- 有料道路施設情報に表示される内容について、詳しくは『ナビゲーション&オーディオブック』－「ナビゲーション基本操作」－「ハイウェイモードについて」をご覧ください。

スクロール画面

地図画面にタッチすると、タッチした場所が中心となるように地図が動き、中心部には十字カーソルが表示されます。この画面のことを「スクロール画面」と言います。

現在地から十字カーソル位置
までの直線距離

現在地の方向
十字カーソル位置と現在地を結び
ピンク色の直線で表示されます。

十字カーソル
画面の中心に表示
されます。



十字カーソル位置の地名
十字カーソル位置周辺の地名を示します。

ルート案内開始画面

行き先を探して目的地に決定すると、ルート案内を開始したり、ルートを確認したりできる画面が表示されます。この画面のことを「ルート案内開始画面」と言います。

探索条件

現在選ばれているルートの
探索条件が表示されます。

IC (インターチェンジ) 表示

利用する有料道路の最初のICと最後
のICが表示されます。



距離：
選ばれているルートの総
距離が表示されます。

所要時間：
機能設定で設定した到着
予想時刻速度や渋滞情報
を元に計算した所要時間
が表示されます。機能設
定については『ナビゲー
ション&オーディオブック』
をご覧ください。

料金：
利用する有料道路の料金
が表示されます。

メニュー表示

ルート表示

現在選ばれているルートが概略表示されます。

ルート案内中画面（一般道路）

目的地または立寄地までの道のり距離と到着予想時刻*

ルートインフォメーション
最大2つ先の案内地点までの距離、進行方向、交差点名称（交差点名称のデータが無い場合は、「案内地」）が表示されます。

ルート
設定したルートは、一般道が明るい緑色（細街路がピンク色、有料道路は明るい青色）で表示されます。

目的地または立寄地の方向*
現在地と目的地または立寄地を結ぶピンク色の直線が表示されます。



方面看板表示

レーン案内表示
レーンごとの進行方向が表示されます。誘導レーンは、緑色（推奨レーンは白矢印）で表示されます。

*対象を目的地とするか立寄地とするかは、機能設定で設定します。
詳しくは『ナビゲーション&オーディオブック』をご覧ください。

ルート案内中画面（有料道路）

出口施設情報
出口施設までの残り距離と所要時間が表示されます。



地図画面の見た

地図の操作

地図を動かす

地図を動かすことができます。

1 地図上の見たい場所や見たい方向にタッチする



地図の操作

目的の場所にタッチして指を離した場合は、タッチした場所まで地図が動きます。タッチしたままの場合は、タッチしている方向に向かって地図が動き続けます。

メモ

- 詳細市街地図 (→ P39) の状態で走行中の場合は、地図を動かすことができません。
- 画面にタッチしたまま指を動かし、地図を動かすこともできます (十字カーソルから離れた場所にタッチするほど、地図の動く速度が速くなります)。ただし、走行中はタッチした場所までしか動きません。

位置を微調整する

地図の表示モードを「ノーマルビュー」に設定 (→ P40) している場合、いったん地図を動かした後は微調整モードにすることができ、正確に位置をあわせることができます。

1 微調整にタッチする



8方向矢印が表示されます。

2 微調整したい方向の矢印にタッチする



メモ

- 微調整を行う場合は、地図の縮尺 (→ P39) を詳細にしておく、入り組んだ地点への位置合わせなどが操作しやすくなります。
- 走行中は操作できません。

地図の向きを変える

地図の向きを変えることができます。

1 方位表示タッチキーにタッチする



タッチすることにより、以下のように切り換わります。

ヘディングアップ (↑)

車の進行方向が常に上になるように地図が自動的に回転します。工場出荷時の設定です。



ノースアップ (N)

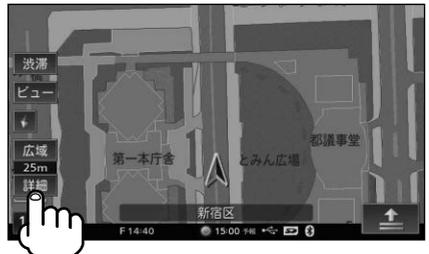
北が常に上になるように表示されます。



地図の縮尺（スケール）を変える

地図の縮尺（スケール）は 10 m ～ 500 km の範囲で変更することができます。

1 広域または詳細にタッチする



広域	地図をより広い範囲で表示します。
詳細	地図をより詳しく表示します。

メモ

- 縮尺を 10 m ～ 50 m に設定している場合は、詳細な地図が表示されます（詳細市街地図）。
- 詳細**や**広域**にタッチし続けると、スケールが段階的に変わります。
- 詳細市街地図は、本機にデータが収録されている地域のみ表示されます。収録データの詳細については、詳しくは「ナビゲーション&オーディオブック」-「付録」-「シティマップ（詳細市街地図）収録エリア」をご覧ください。

地図の表示方法を変える

地図の表示方法を変えることができます。

1 ビューにタッチする



2 変更したいビューモードにタッチする



地図の操作

メモ

- ハイウェイモードは、有料道路走行時の専用画面です。一般道路走行中は選ぶことができません。
- ノーマルビューまたはスカイビューの場合は、**100m スケール 一方通行表示** にタッチすることにより、一方通行マーク (→) を地図上に表示するかしないか設定できます。また、表示する設定にすると、地図の縮尺も自動的に 100 m に変更されます。ただし、地図の縮尺が 10 m ~ 50 m の場合は、表示しない設定にしても常に表示されます。
- **文字拡大表示** にタッチすることにより、地図上に表示される地名や施設名の文字の大きさを拡大するかしないか設定できます。
- 現在地画面では、**ビュー** に長くタッチすると、現在の地図スケールを登録することができます。登録した地図スケールは、現在地画面の場合でかつ登録したスケール以外のスケールで表示中に、現在地ボタンを押すことで呼び出すことができます。

切り換えできるビューモード

ノーマルビュー

平面の地図です。工場出荷時の設定です。



スカイビュー (ヘディングアップ固定)

上空から見ているような地図が表示されます。



ハイウェイモード

有料道路走行時のみ切り換えることができる専用画面です。



場所を探してルート案内をする

本機では、住所や電話番号などさまざまな情報から場所を探することができます。本書では例として、「ジャンル」から成田国際空港を探してルート案内をする方法を説明します。

1 かわいい検索メニュー（→P27）で、**ジャンル**にタッチする

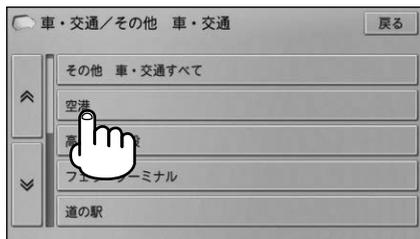
2 **車・交通**にタッチする



3 **▼その他 車・交通**の順にタッチする



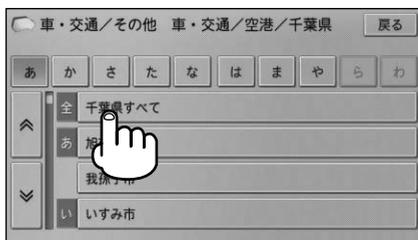
4 **空港**にタッチする



5 **たー千葉県**の順にタッチする



6 **千葉県すべて**にタッチする



7 **成田国際空港**にタッチする



場所を探してルート案内をする

8 ここへ行くにタッチする



9 案内開始にタッチするか、走行を開始する



成田国際空港までのルート案内がはじまります。

メモ

- 目的地付近に到着すると、ルート案内は自動的に終了します。
- 一度設定されたルートは、ルート案内中の休憩などで電源を OFF（エンジンスイッチを OFF）にしても消えません。目的地付近に到着し電源を OFF（エンジンスイッチを OFF）にするか、手動でルート消去の操作を行うと消えます。
- くわしい検索メニューで利用できる他の検索方法について、詳しくは『ナビゲーション&オーディオブック』-「検索」-「場所を探す」をご覧ください。

案内中ルートを消去する

ルート案内を中止したいときは、設定したルートを消去してください。

1 くわしい検索メニュー（→P27）で、ルート消去にタッチする

ルート消去確認メッセージが表示されます。消去する場合は **はい** にタッチしてください。**いいえ** にタッチすると消去を中止してルート案内を続行します。

メモ

- ルート消去は、ルート編集メニュー（→P29）から行うこともできます。

渋滞情報を確認する

ルート案内中のみ、ルート上に発生している渋滞情報を確認することができます。
(渋滞チェック)

1 渋滞にタッチする



渋滞箇所までの距離や渋滞の長さ、通過所要時間などの渋滞情報が地図表示と文字表示および音声案内されます。



メモ

- 渋滞の長さが50 m未満で通過所要時間が3分未満の場合は、案内されません。
- 案内中のルートが無い場合は、自転車周辺の規制情報だけを案内します。
- **渋滞**にタッチするたびに、ルート上の前方最大5ヶ所まで渋滞情報を案内することができます。
- 渋滞情報がないときや渋滞情報を受信していないときは、“この先しばらく渋滞情報はありません”とアナウンスされます。

AVソースをON/OFFする

ラジオなど、本機の持つオーディオ・映像機能のことを「AV ソース」と言います。また、それぞれの専用画面のことを「AV ソース画面」と言います。

1 AV ソース画面に切り換える (→ P18)

2 お好みの AV ソースアイコンにタッチする



ページ送りキー
表示し切れなかった AV ソースアイコンを表示します。

AV ソース OFF キー
AV ソースを OFF にします。
AV ソース OFF キーは常に表示されます。

交通情報キー
交通情報を受信します。
交通情報キーは常に表示されます。

メモ

- iPod ビデオなどの映像系 AV ソースの場合は、一度画面にタッチして操作タッチキーを表示してから操作してください。(→ P46)
- 接続していない機器や設定がされていない AV ソースは表示されません。
- AV ソースを OFF にしなくても、一時的に再生を停止できる AV ソースもあります。詳しくは「AV ソースの操作」(→ P46)をご覧ください。

選べる AV ソースについて



交通情報

幹線道路などで放送されている AM の交通情報を受信できます。



FM

FM ラジオ放送を受信できます。



AM

AM ラジオ放送を受信できます。



TV

※工場出荷時は、ワンセグ放送を視聴することができないよう設定されています。

ワンセグ放送を受信できます。



メモ

- ご購入後はじめてテレビを視聴する場合は、チャンネルスキャンが必要です。(→ P12)



USB

接続された USB メモリー内に保存された音楽ファイルを再生できます。



メモ

- 本機に USB メモリーを接続するには、別売の USB/AUX 接続ケーブル「LE-20UA」が必要です。
- USB メモリー内に再生可能なファイルが含まれていない場合は、接続しても表示されません。
- USB 使用中は、iPod をお使いになることができません。

**iPod**

接続された iPod 内の音楽ファイルや映像ファイルを再生できます。

**メモ**

- 本機に iPod を接続するには、別売の USB/AUX 接続ケーブル「LE-20UA」および iPod/USB 接続ケーブル「LE-03IP」が必要です。
- 本書では便宜上、iPod、iPhone を iPod と表記しています。
- iPod を接続すると表示されます。また、iPod を接続すると自動的に AV ソースとして選択されます。
- iPod 使用中は、USB、AUX をお使いになることができません。

**SD**

挿入された SD カード内に保存された音楽ファイルや映像ファイルを再生できます。

**メモ**

- SD カード内に再生可能なファイルが含まれていない場合は、挿入しても表示されません。

**BT AUDIO**

接続された BT AUDIO 機器内の音楽データを再生できます。

**メモ**

- 接続する機器が対応している AV プロファイルによって、表示内容や操作方法が異なります。

**AUX**

接続されたポータブルビデオプレーヤーなどの映像と音声を再生できます。

**メモ**

- 本機に外部機器を接続するには、別売の USB/AUX 接続ケーブル「LE-20UA」が必要です。
- システム設定 (→ P30) で、AUX 設定を ON に設定しないと表示されません。
- AUX 使用中は、iPod をお使いになることができません。

AVソースの操作

映像系AVソースの操作

映像系 AV ソース (iPod ビデオなど) に切り換えると、はじめに映像画面のみが表示されます。操作したい場合は、操作タッチキーを表示させます。

1 映像系 AV ソースに切り換えた後、画面にタッチする



操作タッチキーが表示されます。



メモ

- **ビュー** にタッチすると操作タッチキーを消すことができます。
- TV では、はじめにシンプル操作画面 (→ P47) が表示され、約8秒間何も操作しないと映像のみの画面に戻ります。

タッチキーで操作する

操作タッチキーは各 AV ソースごとに異なります。直接タッチすることで操作することができます。

交通情報



1620kHz 交通情報の周波数を 1 620 kHz にします。

1629kHz 交通情報の周波数を 1 629 kHz にします。

ラジオ (FM/AM)

基本操作画面 (例: FM)



リスト項目 表示された項目を直接タッチすると放送を受信します。長くタッチすると選んだ周波数をユーザープリセットに登録します。

 リスト項目を送ります。

	周波数を送ります。長くタッチすると放送局を自動的に探し、受信すると止まります。
プリセット切換	ユーザーが登録した放送局リスト（ユーザープリセット）とあらかじめ本機に登録されている自車周辺の放送局リスト（エリアプリセット）を切り換えます。
バンド	2つのバンドを切り換えます。
BSM	受信状態の良い放送局を自動的に探してユーザープリセットに登録します。

TV

※工場出荷時は、ワンセグ放送を視聴することができないよう設定されています。

シンプル操作画面



リスト項目	表示された項目を直接タッチします。長くタッチすると選んだ放送局をユーザープリセットに登録します。
	リスト項目を送ります。
詳細	基本操作画面を表示します。
ビュー	操作タッチキーを消します。

基本操作画面 1



終了	操作タッチキーを消します。
戻る	シンプル操作画面に戻ります。
リスト項目	表示された項目を直接タッチすると放送を受信します。長くタッチすると選んだ放送局をユーザープリセットに登録します。
	リスト項目を送ります。
	3桁チャンネルを送ります。長くタッチすると物理チャンネルを自動的に探し、受信すると止まります。
プリセット切換	ユーザーが登録した放送局リスト（ユーザープリセット）とあらかじめ本機に登録されている自車周辺の放送局リスト（エリアプリセット）を切り換えます。
サービス切換	同じ放送局内のサービスを切り換えます。
番組表	番組表を表示します。
番組内容	視聴中の番組の内容を表示します。
次ページ	基本操作画面 2 を表示します。

基本操作画面 2



終了	操作タッチキーを消します。
戻る	シンプル操作画面に戻ります。
スキャン	受信状態の良い放送局を自動的に探し、ユーザープリセットに登録します。
字幕切換	複数の字幕がある番組の場合、字幕を切り換えます。
音声切換	複数の音声がある番組の場合、音声を切り換えます。
前ページ	基本操作画面 1 を表示します。

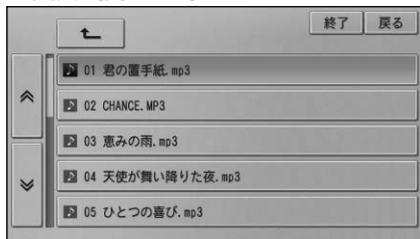
SD/USB (音楽ファイル)

基本操作画面 (例: SD)



▶/⏸	再生中は一時停止します。一時停止中は再生を再開します。
リピート	指定した範囲を繰り返し再生します。
ランダム	指定したリピート範囲内を順不同に再生します。
リスト	リスト画面を表示します。
ビデオ (SDのみ)	映像ファイルの操作画面を表示します。

リスト画面 (例: SD)



戻る/終了	基本操作画面に戻ります。
リスト項目	表示された項目を直接タッチすると再生が始まります。
↑	1つ上の階層を表示します。
▲/▼	リスト項目を送ります。

SD (映像ファイル)

基本操作画面



10キーサーチ	再生時間を指定して見たい画面を探します。
▶/⏸	再生中は一時停止します。一時停止中は再生を再開します。
□	再生を停止します。
リピート	指定した範囲を繰り返し再生します。
リスト	リスト画面を表示します。
ミュージック	音楽ファイルの操作画面を表示します。
ビュー	操作タッチキーを消します。

リスト画面



終了	操作タッチキーを消します。
戻る	基本操作画面に戻ります。
リスト項目	表示された項目を直接タッチすると再生が始まります。
↑	1つ上の階層を表示します。
▲/▼	リスト項目を送ります。

iPod ミュージック

基本操作画面



コントロール モード切換	iPod の操作を本機から行うか、iPod 本体で行うかを設定します。
▶/ 	再生中は一時停止します。一時停止中は再生を再開します。
🔄 (リピート)	指定した範囲を繰り返し再生します。
🔀 (シャッフル)	指定したリピート範囲内を順不同に再生します。
リスト	リスト画面を表示します。
ビデオ	iPod ビデオのリスト画面を表示します。

リスト画面



戻る/終了	基本操作画面に戻ります。
リスト項目	表示された項目を直接タッチすると再生が始まります。
↑	1 つ上の階層を表示します。
▲/▼	リスト項目を送ります。

iPod ビデオ

基本操作画面



コントロール モード切換	iPod の操作を本機から行うか、iPod 本体で行うかを設定します。
▶/ 	再生中は一時停止します。一時停止中は再生を再開します。
🔄 (リピート)	指定した範囲を繰り返し再生します。
🔀 (シャッフル)	指定したリピート範囲内を順不同に再生します。
リスト	リスト画面を表示します。
ミュージック	iPod ミュージックのリスト画面を表示します。
ビュー	操作タッチキーを消します。

リスト画面



終了	操作タッチキーを消します。
戻る	基本操作画面に戻ります。
リスト項目	表示された項目を直接タッチすると再生が始まります。
↑	1 つ上の階層を表示します。
▲/▼	リスト項目を送ります。

BT AUDIO



機器接続	自動接続できない場合に、BT AUDIO 機器側からの接続に切り換えます。
▶	再生します。一時停止中は再生を再開します。
⏸	一時停止します。
リピート	指定した範囲を繰り返し再生します。
ランダム	指定したリピート範囲内を順不同に再生します。

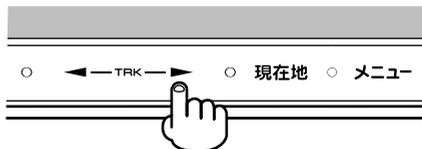
メモ

- 接続する機器が対応している AV プロファイルによって、表示内容や操作方法が異なります。

本体のボタンで操作する

各 AV ソースの一部の機能については、本体のボタンを使って操作することもできます。また、ボタンの押しかたによって動作する内容も異なります。

1 ◀ / ▶ ボタンを押す



FM/AM

押す	プリセットダウン/アップ
長く押す	シークダウン/アップ
押し続ける	ノンストップシークダウン/アップ

交通情報

押す	1 620 kHz / 1 629 kHz 切換
----	--------------------------

TV

押す	プリセットダウン/アップ
長く押す	物理 CH シークダウン/アップ

iPod

押す	チャプターダウン/アップまたはトラックダウン/アップ
長く押す	早戻し/早送り
押し続ける	早戻し/早送りのまま (ビデオファイル再生中のみ)

SD/USB

押す	ファイルダウン/アップ
長く押す	早戻し/早送り

BT AUDIO

押す	トラックダウン/アップ
長く押す	早戻し/早送り

取り扱い上のご注意

液晶画面の正しい使いかた

取り扱い上のご注意

- 市販の液晶保護フィルムを貼ると、タッチパネルでの操作に支障が出る場合があります。
- 液晶画面は指定温度範囲内でお使いください。(→ P56)
- 直射日光の当たる状態で長時間使用すると、高温になり、液晶画面が故障する恐れがあります。できる限り直射日光が当たらないようにしてください。
- 液晶画面は、車内での視認性向上のためにむき出しになっています。故障する恐れがありますので、液晶画面を強く押さないでください。
- キズや汚れの原因になりますので、液晶画面に触れるときは、必ず指先で触れてください。

液晶画面について

- 液晶画面の中に小さな黒い点や明るく光る点（輝点）が出る場合があります。これは、液晶画面特有の現象で故障ではありません。
- 液晶画面に直射日光が当たると、光が反射し画面が見づらくなりますので、直射日光をさそぎってください。
- 周辺温度が低い状況でお使いになる場合は、液晶の特性上残像が目立ちやすくなり画質が劣化することがあります。周辺温度が高まれば通常画質に戻ります。

LED バックライトについて

- 真夏の炎天下や、エアコンの温風が直接モニター部に当たってモニター部が高温状態になると、LED 保護のため、自動的にバックライトの明るさを絞る場合があります。
- LED バックライトの寿命は 1 万時間以上ですが、高温下でお使いになると寿命が短くなる場合があります。
- LED バックライトが寿命になると、画面が暗くなったり、映像が映らなくなったりします。このときはお買い上げの販売店にご連絡ください。

お手入れについて

- 液晶画面に付いたホコリや液晶画面の汚れを清掃するときは、電源を切ってから、柔らかいきれいな布で拭き拭きしてください。
- 液晶画面を拭くときは、ツメで引っかかないように注意してください。液晶画面にキズが付くと映像が見づらくなります。
- 濡れたぞうきんや化学ぞうきんは使用しないでください。また、ベンジンやシンナーなどの揮発性の薬品は使用しないでください。

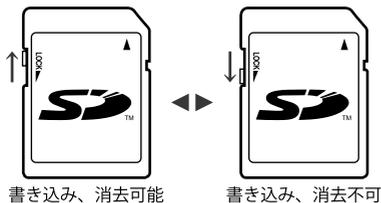
SDカードの正しい使いかた

取り扱い上のご注意

- 直射日光の当たるところや高温になるところには、保管しないでください。
- 曲げたり、衝撃を与えたり、落下させたりしないでください。故障の原因になります。
- 濡れた手で触らないでください。故障の原因になります。
- 端子部を金属類や手で触らないでください。故障の原因になります。

データの保護について

- バックアップされていない大切なデータなどが保存されているときは、ライトプロテクト（書き込み防止）スイッチをスライドしてLOCKしてください。



USB 機器に関するご注意

取り扱い上のご注意

- USB 機器を直射日光の当たるところに長時間放置すると、高温により変形・変色したり、故障するおそれがあります。使用しないときは、直射日光の当たらないところに保管してください。
- 本機と組み合わせて使用する場合、USB 機器は必ず固定してください。USB 機器が落下して、ブレーキペダルやアクセルペダルの下に滑り込むと大変危険です。

接続上のご注意

- 接続する USB 機器によっては、ラジオにノイズの影響を与えることがあります。
- パーティションを作った USB メモリーは使用できません。
- 使用する USB 機器の種類によっては、本機が正しく認識できない場合があります。また、曲や映像を正しく再生できない場合があります。
- USB ハブを使用しての接続には対応していません。
- USB メモリー以外（USB 扇風機など）は接続しないでください。
- 本機との組み合わせで使用時に携帯デジタルプレーヤーや USB メモリーのデータなどが消失した場合でも、その補償については責任を負いかねますのでご了承ください。

iPod に関するご注意

取り扱い上のご注意

- iPod を直射日光の当たるところに長時間放置すると、高温により変形・変色したり、故障するおそれがあります。使用しないときは、直射日光の当たらないところに保管してください。
- 本機と組み合わせて使用する場合、iPod は必ず固定してください。iPod が落下して、ブレーキペダルやアクセルペダルの下に滑り込むと大変危険です。

著作権について

- iPod は、著作権のないマテリアル、または法的に複製・再生を許諾されたマテリアルを個人が私的に複製・再生するために使用許諾されるものです。著作権の侵害は法律上禁止されています。

電波に関するご注意

● 本機は電波法に基づく小電力データ通信システム無線局設備として、技術基準適合証明を受けています。したがって本機を使用するときに無線局の免許は必要ありません。また本機は日本国内のみで使用できます。

● 下記の事項を行うと法律に罰せられることがあります。

- * 分解 / 改造すること。
- * 本機に貼ってある証明ラベルをはがすこと。

● 本機の無線機能は、2.4 GHz の周波数帯の電波を利用しています。この周波数帯の電波はいろいろな機器（電子レンジ、無線 LAN 機器など）が使用していますので、電波の干渉により、本機の無線機能の音声がとぎれたり聞きとりにくくなる場合があります。また、他の機器の動作や性能に影響を及ぼすことがあります。本機は電波干渉の影響を受けにくい方式ですが、下記の内容に注意してください。

- * 無線 LAN を利用した AV 機器・防犯機器などを使用している環境で、本機の無線機能を使うと、声かとぎれたり、無線 LAN 機器の動作に大きな影響を与えることがあります。

● その他、下記の機器でも、2.4 GHz の周波数帯の電波を使用しているものがあります。これらの機器の周辺では、音声がとぎれたり、使えなくなることがあります。また、相手の機器の動作に影響を与えることがあります。

- * 火災報知機・ワイヤレスAV機器（テレビ、ビデオ、パソコンなど）
- * 工場や倉庫などの物流管理システム・鉄道車両や緊急車両の識別システム
- * マイクロ波治療器・ゲーム機のワイヤレスコントローラー
- * 自動ドア・万引き防止システム（書店や CD ショップなど）

- * 自動制御機器・その他、Bluetooth[®] 対応機器や VICS（道路交通網システム）
- * アマチュア無線局など



2.4 FH 1
① ② ③

- ① 「2.4」 GHz 帯を使用する無線設備を表します。
- ② 「FH」 変調方式を表します。
- ③ 「1」 想定される与干渉距離（約 10 m）を表します。

故障かな？と思ったら

修理を依頼する前に、以下の内容をチェックしてください。チェックしても直らないときは、「保証とアフターサービス」(→P55)をお読みになり修理を依頼してください。(本書では、製品共通の内容を記載しています。ナビゲーションやオーディオ固有の項目については、『ナビゲーション&オーディオブック』-「付録」-「故障かな？と思ったら」をご覧ください。)

電源が入らない、動作しない

原因	処置
ノイズなどが原因で内蔵のマイコンが誤動作している。	販売店または三菱電機修理受付窓口にご相談ください。

映像が出ない

原因	処置
走行している。	停車してください。

オーディオの音が出ない

原因	処置
音量が0になっている。	音量を上げてください。(→P17)
接続が間違っている。	販売店にご相談ください。

ナビのガイド音声を調整できない

原因	処置
本体のボタンを操作している。	ナビゲーションの案内音量、受話音量、着信音量の調整と操作音のON/OFFは、ナビゲーションの設定メニューで調整します。→『ナビゲーション&オーディオブック』-「ナビゲーションの設定」-「ナビゲーションの音量設定をする」

液晶画面が暗い・見にくい

原因	処置
「明るさ」の調整が適切でない。	「明るさ」を調整してください。(→P19)

保証とアフターサービス

保証書について

- この製品には保証書が添付されています。
- 所定事項の記入<販売店印><お買い上げ日>および記載内容をお確かめの上、大切に保管してください。
- 万一故障した場合の無償修理期間は、保証書に記載している期間に基づきます。

アフターサービスについて

- 調子が悪いときは、まずこの取扱説明書をもう一度ご覧になってお調べください。

保証期間中の修理は

保証書の記載内容に基づいて修理いたします。詳しくは保証書をご覧ください。

保証期間経過後の修理は

修理によって機能が維持できる場合は、お客様のご要望により有償修理いたします。

- 三菱電機は各機器の補修用性能部品（製品の機能を維持するために必要は部品）を製造打ち切り後6年間保有しています。
- 保証期間中の修理など、アフターサービスについて不明な点は、お買い上げ店か弊社代理店もしくは下記三菱カーインフォメーションセンターにお申しつけください。

お問い合わせ先 **三菱カーインフォメーションセンター**
フリーダイヤル **0120-182-710**
(土・日・祝日・弊社の休日は除く / 9:00 ~ 17:30)

仕様

◆共通部

使用電圧	14.4 V DC (10.8 V ~ 15.1 V 使用可能)
アース方式	マイナスアース方式
最大消費電流	10 A

◆ナビゲーション本体 (GPS 部)

受信方式	32 チャンネル マルチチャンネル受信方式
------	--------------------------

◆オーディオ部

最大出力	50 W × 4
負荷インピーダンス	4 Ω (4 Ω ~ 8 Ω 使用可能)
プリアウト最大出力レベル	1.5 V
イコライザー	(5 バンドグラフィックイコライザー)
周波数	100 Hz/315 Hz/1.25 kHz /3.15 kHz/8 kHz
調整幅	± 12 dB (2 dB/step)

◆外部入出力

外部音声最大入力レベル (AUX)...	2.0 Vrms 以下
----------------------	-------------

◆FM チューナー部

受信周波数帯域	76.0 MHz ~ 90.0 MHz
音声	ステレオ

◆AM チューナー部

受信周波数帯域	522 kHz ~ 1 629 kHz (9 kHz)
音声	モノラル

◆ワンセグチューナー部

放送方式	地上デジタル放送方式 (日本)
受信チャンネル	470 MHz ~ 770 MHz (UHF13 ch ~ 62 ch)
アンテナ入力	50 Ω × 1

◆モニター部

画面サイズ	7.0 型ワイド VGA
画素数	1 152 000 画素 [水平 800 × 垂直 480 × 3 (RGB)]
方式	TFT アクティブマトリクス方式
バックライト	LED 光源
使用温度範囲	- 10 °C ~ +60 °C
保存温度範囲	- 20 °C ~ +80 °C

◆GPS / 地上デジタル TV (ワンセグ) 複合フィルムアンテナ

使用電源	DC8 V
出力端子	専用プラグ × 1

◆SD カード部

フォーマット	Ver.2.0
最大メモリ容量	32 GB
ファイルシステム	FAT16/FAT32
デコーディングフォーマット	
MP3	MPEG-1, 2, 2.5 AUDIO LAYER-3
WMA	Windows Media Audio ver.7,8,9 (2 ch audio)
AAC	iTunes ver. 7.6 (AAC-LC)

◆USB 部

対応メディア	USB2.0 High Speed
最大電流	500 mA
最大メモリ容量	16 GB
ファイルシステム	FAT16/FAT32
デコーディングフォーマット	
MP3	MPEG-1, 2, 2.5 AUDIO LAYER-3
WMA	Windows Media Audio ver.7,8,9 (2 ch audio)
AAC	iTunes ver. 7.6 (AAC-LC)
USB CLASS	MSC (MASS STORAGE CLASS)

◆Bluetooth 部

Bluetooth バージョン	Bluetooth2.0+EDR
出力	+4 dBm (Power class2)

◆外形寸法

本体 (取付) 寸法	178 (W) mm × 100 (H) mm × 166 (D) mm
本体ノーズ寸法	171 (W) mm × 97 (H) mm × 18 (D) mm
GPS / 地上デジタル TV (ワンセグ) 複合 フィルムアンテナ	
フィルムアンテナ部	115 (W) mm × 75 (H) mm × 0.4 (D) mm
電源供給部	48.1 (W) mm × 17.6 (H) mm × 7.5 (D) mm

◆質量

本体	2.0 kg
----	--------

◆付属品

GPS / 地上デジタルTV (ワンセグ) 複合

フィルムアンテナ*	1 式
取付キット*	1 式
コード類*	1 式
取扱説明書 (スタートブック)	1
取扱説明書 (ナビゲーション&オーディオブック)	1
取付要領書	1
保証書	1

※ 詳細につきましては、『取付要領書』をご覧ください。

VICS情報有料放送サービス契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 一般財団法人道路交通情報通信システムセンター（以下「当センター」といいます。）は、放送法（昭和25年法律第132号）第147条の規定に基づき、このVICS情報有料放送サービス契約約款（以下「この約款」といいます。）を定め、これによりVICS情報有料放送サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当センターは、この約款を変更することがあります。この場合には、サービスの提供条件は、変更後のVICS情報有料放送サービス契約約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1) VICS サービス

当センターが自動車を利用中の加入者のために、FM多重放送局から送信する、道路交通情報の有料放送サービス

(2) VICS サービス契約

当センターからVICSサービスの提供を受けるための契約

(3) 加入者

当センターとVICSサービス契約を締結した者

(4) VICS デスクランプラー

FM多重放送局からのスクランブル化（攪乱）された電波を解読し、放送番組の視聴を可能とするための機器

第2章 サービスの種類等

(VICS サービスの種類)

第4条 VICS サービスには、次の種類があります。

(1) 文字表示型サービス

文字により道路交通情報を表示する形態のサービス

(2) 簡易図形表示型サービス

簡易図形により道路交通情報を表示する形態のサービス

(3) 地図重畳型サービス

車載機のもつデジタル道路地図上に情報を重畳表示する形態のサービス

(VICS サービスの提供時間)

第5条 当センターは、原則として一週間に概ね120時間以上のVICSサービスを提供します。

第3章 契約

(契約の単位)

第6条 当センターは、VICS デスクランプラー 1 台毎に 1 の VICS サービス契約を締結します。

(サービスの提供区域)

第7条 VICS サービスの提供区域は、当センターの電波の受信可能な地域（全都道府県の区域で概ねNHK-FM放送を受信することができる範囲内）とします。ただし、そのサービス提供区域であっても、電波の状況によりVICSサービスを利用することができない場合があります。

(契約の成立等)

第8条 VICS サービスは、VICS 対応 FM 受信機（VICS デスクランプラーが組み込まれたFM受信機）を購入したことにより、契約の申込み及び承諾がなされたものとみなし、以後加入者は、継続的にサービスの提供を受けることができるものとします。

(VICS サービスの種類の変更)

第9条 加入者は、VICS サービスの種類に対応したVICS 対応FM受信機を購入することにより、第4条に示すVICS サービスの種類の変更を行うことができます。

(契約上の地位の譲渡又は承継)

第10条 加入者は、第三者に対し加入者としての権利の譲渡又は地位の承継を行うことができます。

(加入者が行う契約の解除)

第11条 当センターは、次の場合には加入者がVICSサービス契約を解除したものとみなします。

(1) 加入者がVICS デスクランプラーの使用を将来にわたって停止したとき

(2) 加入者の所有するVICS デスクランプラーの使用が不可能となったとき

(当センターが行う契約の解除)

第12条 1 当センターは、加入者が第16条の規定に反する行為を行った場合には、VICS サービス契約を解除することがあります。また、第17条の規定に従って、本放送の伝送方式の変更等が行われた場合には、VICS サービス契約は、解除されたものと見なされます。

2 第11条又は第12条の規定により、VICS サービス契約が解除された場合であっても、当センターは、VICS サービスの視聴料金の払い戻しをいたしません。

第4章 料金

(料金の支払い義務)

第13条 加入者は、当センターが提供するVICISサービスの料金として、契約単位ごとに加入時に別表に定める定額料金の支払いを要します。なお、料金は、加入者が受信機を購入する際に負担していただいております。

第5章 保守

(当センターの保守管理責任)

第14条 当センターは、当センターが提供するVICISサービスの視聴品質を良好に保持するため、適切な保守管理に努めます。ただし、加入者の設備に起因する視聴品質の劣化に関してはこの限りではありません。

(利用の中止)

第15条 1 当センターは、放送設備の保守上又は工事中やむを得ないときは、VICISサービスの利用を中止することがあります。

2 当センターは、前項の規定によりVICISサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを加入者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第6章 雑則

(利用に係る加入者の義務)

第16条 加入者は、当センターが提供するVICISサービスの放送を再送信又は再配分することはできません。

(免責)

第17条 1 当センターは、天災、事変、気象などの視聴障害による放送休止、その他当センターの責めに帰すことのできない事由によりVICISサービスの視聴が不可能ないし困難となった場合には一切の責任を負いません。また、利用者は、道路形状が変更した場合等、合理的な事情がある場合には、VICISサービスが一部表示されない場合があることを了承するものとします。ただし、当センターは当該変更においても変更後3年間、当該変更に対応していない旧デジタル道路地図上でも、VICISサービスが可能な限度で適切に表示されるように、合理的な努力を傾注するものとします。

2 VICISサービスは、FM放送の電波に多重して提供されていますので、本放送の伝送方式の変更等が行われた場合には、加入者が当初に購入された受信機によるVICISサービスの利用ができなくなります。当センターは、やむを得ない事情があると認める場合には、3年以上の期間を持って、VICISサービスの「お知らせ」画面等により、加入者に周知のうえ、本放送の伝送方式の変更を行うことがあります。

別表 視聴料金

視聴料金：300円（税抜き）

ただし、車載機購入価格に含まれております。

商標・著作権など

- ・本機は、電気通信事業法および電波法に基づく設計認証を取得しています。



㊞ A09-0121001

㊞ 007WWDUL0399

- ・Windows Media は、米国 Microsoft Corporation の米国および/またはその他の国における登録商標または商標です。
- ・MP3 とは「MPEG Audio Layer 3」の略称で、音声圧縮技術に関する標準フォーマットです。本機を提供する場合、非営利目的の個人向けライセンスのみが提供されます。下記放送*で、本機を使うライセンスを提供したり、いかなる形式にせよ、使う権利を意味するものではありません。下記放送*で本機を使用する場合は、それぞれ固有のライセンスが必要となります。詳細は、インターネット上のホームページ <http://www.mp3licensing.com> をご覧ください。*営業目的、すなわち利益の発生するリアルタイム放送（地上波放送、衛星放送、ケーブルテレビを始めとするメディア）、インターネットを使った放送やデータ転送、イントラネットを始めとするネットワーク、あるいはバイオーディオやオンデマンド方式のオーディオといった電子的放送番組の配布システムなど。
- ・iTunes は、米国および他の国々で登録された Apple Inc. の商標です。
- ・iPod は、米国および他の国々で登録された Apple Inc. の商標です。

Made for



iPod



iPhone

- ・「Made for iPod」および「Made for iPhone」とは、それぞれ iPod あるいは iPhone 専用接続するよう設計され、アップルが定める性能基準を満たしているとデベロッパによって認定された電子アクセサリであることを示します。アップルは、本製品の機能および安全および規格への適合について一切の責任を負いません。このアクセサリを iPod あるいは iPhone と使用することにより、無線の性能に影響を及ぼす可能性がありますのでご注意ください。



- ・VICS は、一般財団法人道路交通情報通信システムセンターの商標です。

- ・SDHC ロゴは SD-3C, LLC の商標です。



- ・Bluetooth® ワードマークおよびロゴは、Bluetooth SIG, Inc. が所有する商標であり、三菱電機株式会社は、これら商標を使用する許可を受けています。他のトレードマークおよび商号は、各所有者が所有する財産です。



- ・「ATOK」は株式会社ジャストシステムの登録商標です。



- ・「マップコード」および「MAPCODE」は、株式会社デンソーの登録商標です。
- ・この製品に含まれるブラウザの改変及び複製、この製品から分離させる行為は、行ってはいけません。
- ・Entier (エンティア) は、株式会社日立製作所の日本国及びその他の国における商標です。
 1. 最終需要家は、特定の1台の装置にのみ添付ソフト複製物を複製できるものとします。
 2. 最終需要家は、添付ソフト複製物の全部又は一部を第三者に対し、有償であると無償であるとを問わず、譲渡、使用許諾その他の方法で使用させてはならないものとします。
 3. 最終需要家は、添付ソフト複製物の全部又は一部を逆アセンブル若しくは逆コンパイル又は改変することはできないものとします。
 4. 最終需要家は、第1項に定める場合を除き、添付ソフト複製物の全部若しくは一部を複製し、又は他のプログラムと結合してはならないものとします。

5. 最終需要家が添付ソフト複製物の全部若しくは一部を単独で又は他の製品と組み合わせ、直接又は間接に次の各号のいずれかに該当する取扱いをする場合、最終需要家は、「外国為替及び外国貿易法」の規制及び米国輸出管理規則など外国の輸出関連法規を確認の上、必要な手続をとるものとします。

- (1) 輸出するとき。
- (2) 海外へ持ち出すとき。
- (3) 非居住者へ提供し、又は使用させるとき。
- (4) 前3号に定めるほか、「外国為替及び外国貿易法」又は外国の輸出関連法規に定めがあるとき。

注1：上記の「最終需要家許諾条項に記載すべき事項」の内容については、第5条第3項及び第4項の場合には本別紙中「添付ソフト複製物」とあるのを「本件装置用組込用ランタイム」に、第6条第2項の場合には本別紙中「添付ソフト複製物」とあるのを「結合添付ソフトウェア」にそれぞれ読み替えるものとします。

注2：第6条第1項第3号又は同条第2項第2号の規定に基づき添付ソフト改良版に係る最終需要家許諾条項を本別紙に従い甲が作成する場合、本別紙中「添付ソフト複製物」とあるのを「添付ソフト改良版」と読み替えるものとします。

- ・本製品は、株式会社 ACCESS の NetFront Browser を搭載しています。
- ・ACCESS、NetFront は、日本国、米国及びその他の国における株式会社 ACCESS の商標または登録商標です。
- ・©2010 ACCESS CO., LTD. All rights reserved.


NetFront® Browser

- ・本製品の一部分に Independent JPEGGroup が開発したモジュールが含まれています。
- ・Portions of the software in this product are copyright 1996 - 2007 The FreeType Project (www.freetype.org). All rights reserved. Licensed under the FreeType Project LICENSE, 2006-Jan-27. (<http://www.freetype.org/FTL.TXT>)
- ・本製品には、AGG 2.4 Licenses が適用されるソフトウェアが含まれています。当該ソフトウェアを、以下の条件により使用しております。

AGG 2.4 Licenses

Anti-Grain Geometry Public License

Anti-Grain Geometry - Version 2.4

Copyright©2002-2004 Maxim Shemanarev (McSeem)

Permission to copy, use, modify, sell and distribute this software is granted provided this copyright notice appears in all copies. This software is provided "as is" without express or implied warranty, and with no claim as to its suitability for any purpose.

Modified BSD License

Anti-Grain Geometry - Version 2.4

Copyright©2002-2005 Maxim Shemanarev (McSeem)

Redistribution and use in source and binary forms, with or without modification, are permitted provided that the following conditions are met:

1. Redistributions of source code must retain the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer.
2. Redistributions in binary form must reproduce the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer in the documentation and/or other materials provided with the distribution.
3. The name of the author may not be used to endorse or promote products derived from this software without specific prior written permission.

THIS SOFTWARE IS PROVIDED BY THE AUTHOR "AS IS" AND ANY EXPRESS OR IMPLIED WARRANTIES, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE ARE DISCLAIMED. IN NO EVENT SHALL THE AUTHOR BE LIABLE FOR ANY DIRECT, INDIRECT, INCIDENTAL, SPECIAL, EXEMPLARY, OR CONSEQUENTIAL DAMAGES (INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, PROCUREMENT OF SUBSTITUTE GOODS OR SERVICES; LOSS OF USE, DATA, OR PROFITS; OR BUSINESS INTERRUPTION) HOWEVER CAUSED AND ON ANY THEORY OF LIABILITY, WHETHER IN CONTRACT, STRICT LIABILITY, OR TORT (INCLUDING NEGLIGENCE OR OTHERWISE) ARISING IN ANY WAY OUT OF THE USE OF THIS SOFTWARE, EVEN IF ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGE.

- 本製品で使用しているソフトウェアプログラムには、7-Zip ライブラリが含まれています。7-Zip は、GNU Lesser General Public License の条件にもとづいて利用が許諾されたソフトウェアを含んでいます。正確な内容を保持するため、原文（英語）を記載しています。該当するソースコードの複製物は以下の URL からダウンロードできます。

<http://www.oss-pioneer.com/car/navi>

なお、ソースコードの内容についてのご質問にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

7-Zip

License for use and distribution

7-Zip Copyright (C) 1999-2007 Igor Pavlov.

Licenses for files are:

- 1) 7z.dll: GNU LGPL + unRAR restriction
- 2) All other files: GNU LGPL

The GNU LGPL + unRAR restriction means that you must follow both GNU LGPL rules and unRAR restriction rules.

Note:

You can use 7-Zip on any computer, including a computer in a commercial organization. You don't need to register or pay for 7-Zip.

GNU LGPL information

This library is free software; you can redistribute it and/or modify it under the terms of the GNU Lesser General Public License as published by the Free Software Foundation; either version 2.1 of the License, or (at your option) any later version.

This library is distributed in the hope that it will be useful, but WITHOUT ANY WARRANTY; without even the implied warranty of MERCHANTABILITY or FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. See the GNU Lesser General Public License for more details.

You should have received a copy of the GNU Lesser General Public License along with this library; if not, write to the Free Software Foundation, Inc., 59 Temple Place, Suite 330, Boston, MA 02111-1307 USA

unRAR restriction

The decompression engine for RAR archives was developed using source code of unRAR program.

All copyrights to original unRAR code are owned by Alexander Roshal.

The license for original unRAR code has the following restriction:

The unRAR sources cannot be used to re-create the RAR compression algorithm, which is proprietary. Distribution of modified unRAR sources in separate form or as a part of other software is permitted, provided that it is clearly stated in the documentation and source comments that the code may not be used to develop a RAR (WinRAR) compatible archiver.

GNU LESSER GENERAL PUBLIC LICENSE

Version 2.1, February 1999

Copyright (C) 1991, 1999 Free Software Foundation, Inc.

59 Temple Place, Suite 330, Boston, MA 02111-1307 USA

Everyone is permitted to copy and distribute verbatim copies of this license document, but changing it is not allowed.

[This is the first released version of the Lesser GPL. It also counts as the successor of the GNU Library Public License, version 2, hence the version number 2.1.]

Preamble

The licenses for most software are designed to take away your freedom to share and change it. By contrast, the GNU General Public Licenses are intended to guarantee your freedom to share and change free software--to make sure the software is free for all its users.

This license, the Lesser General Public License, applies to some specially designated software packages--typically libraries--of the Free Software Foundation and other authors who decide to use it. You can use it too, but we suggest you first think carefully about whether this license or the ordinary General Public License is the better strategy to use in any particular case, based on the explanations below.

When we speak of free software, we are referring to freedom of use, not price. Our General Public Licenses are designed to make sure that you have the freedom to distribute copies of free software (and charge for this service if you wish); that you receive source code or can get it if you want it; that you can change the software and use pieces of it in new free programs; and that you are informed that you can do these things.

To protect your rights, we need to make restrictions that forbid distributors to deny you these rights or to ask you to surrender these rights. These restrictions translate to certain responsibilities for you if you distribute copies of the library or if you modify it.

For example, if you distribute copies of the library, whether gratis or for a fee, you must give the recipients all the rights that we gave you. You must make sure that they, too, receive or can get the source code. If you link other code with the library, you must provide complete object files to the recipients, so that they can relink them with the library after making changes to the library and recompiling it. And you must show them these terms so they know their rights.

We protect your rights with a two-step method: (1) we copyright the library, and (2) we offer you this license, which gives you legal permission to copy, distribute and/or modify the library.

To protect each distributor, we want to make it very clear that there is no warranty for the free library. Also, if the library is modified by someone else and passed on, the recipients should know that what they have is not the original version, so that the original author's reputation will not be affected by problems that might be introduced by others.

Finally, software patents pose a constant threat to the existence of any free program. We wish to make sure that a company cannot effectively restrict the users of a free program by obtaining a restrictive license from a patent holder. Therefore, we insist that any patent license obtained for a version of the library must be consistent with the full freedom of use specified in this license.

Most GNU software, including some libraries, is covered by the ordinary GNU General Public License. This license, the GNU Lesser General Public License, applies to certain designated libraries, and is quite different from the ordinary General Public License. We use this license for certain libraries in order to permit linking those libraries into non-free programs.

When a program is linked with a library, whether statically or using a shared library, the combination of the two is legally speaking a combined work, a derivative of the original library. The ordinary General Public License therefore permits such linking only if the entire combination fits its criteria of freedom. The Lesser General Public License permits more lax criteria for linking other code with the library.

We call this license the “Lesser” General Public License because it does Less to protect the user's freedom than the ordinary General Public License. It also provides other free software developers Less of an advantage over competing non-free programs. These disadvantages are the reason we use the ordinary General Public License for many libraries. However, the Lesser license provides advantages in certain special circumstances.

For example, on rare occasions, there may be a special need to encourage the widest possible use of a certain library, so that it becomes a de-facto standard. To achieve this, non-free programs must be allowed to use the library. A more frequent case is that a free library does the same job as widely used non-free libraries. In this case, there is little to gain by limiting the free library to free software only, so we use the Lesser General Public License.

In other cases, permission to use a particular library in non-free programs enables a greater number of people to use a large body of free software. For example, permission to use the GNU C Library in non-free programs enables many more people to use the whole GNU operating system, as well as its variant, the GNU/Linux operating system.

Although the Lesser General Public License is Less protective of the users' freedom, it does ensure that the user of a program that is linked with the Library has the freedom and the wherewithal to run that program using a modified version of the Library.

The precise terms and conditions for copying, distribution and modification follow. Pay close attention to the difference between a “work based on the library” and a “work that uses the library”. The former contains code derived from the library, whereas the latter must be combined with the library in order to run.

GNU LESSER GENERAL PUBLIC LICENSE

TERMS AND CONDITIONS FOR COPYING, DISTRIBUTION AND MODIFICATION

0. This License Agreement applies to any software library or other program which contains a notice placed by the copyright holder or other authorized party saying it may be distributed under the terms of this Lesser General Public License (also called “this License”). Each licensee is addressed as “you”.

A “library” means a collection of software functions and/or data prepared so as to be conveniently linked with application programs (which use some of those functions and data) to form executables.

The “Library”, below, refers to any such software library or work which has been distributed under these terms. A “work based on the Library” means either the Library or any derivative work under copyright law: that is to say, a work containing the Library or a portion of it, either verbatim or with modifications and/or translated straightforwardly into another language. (Hereinafter, translation is included without limitation in the term “modification”.)

“Source code” for a work means the preferred form of the work for making modifications to it. For a library, complete source code means all the source code for all modules it contains, plus any associated interface definition files, plus the scripts used to control compilation and installation of the library.

Activities other than copying, distribution and modification are not covered by this License; they are outside its scope. The act of running a program using the Library is not restricted, and output from such a program is covered only if its contents constitute a work based on the Library (independent of the use of the Library in a tool for writing it). Whether that is true depends on what the Library does and what the program that uses the Library does.

1. You may copy and distribute verbatim copies of the Library's complete source code as you receive it, in any medium, provided that you conspicuously and appropriately publish on each copy an appropriate copyright notice and disclaimer of warranty; keep intact all the notices that refer to this License and to the absence of any warranty; and distribute a copy of this License along with the Library.

You may charge a fee for the physical act of transferring a copy, and you may at your option offer warranty protection in exchange for a fee.

2. You may modify your copy or copies of the Library or any portion of it, thus forming a work based on the Library, and copy and distribute such modifications or work under the terms of Section 1 above, provided that you also meet all of these conditions:

a) The modified work must itself be a software library.

b) You must cause the files modified to carry prominent notices stating that you changed the files and the date of any change.

c) You must cause the whole of the work to be licensed at no charge to all third parties under the terms of this License.

d) If a facility in the modified Library refers to a function or a table of data to be supplied by an application program that uses the facility, other than as an argument passed when the facility is invoked, then you must make a good faith effort to ensure that, in the event an application does not supply such function or table, the facility still operates, and performs whatever part of its purpose remains meaningful.

(For example, a function in a library to compute square roots has a purpose that is entirely well-defined independent of the application. Therefore, Subsection 2d requires that any application-supplied function or table used by this function must be optional: if the application does not supply it, the square root function must still compute square roots.)

These requirements apply to the modified work as a whole. If identifiable sections of that work are not derived from the Library, and can be reasonably considered independent and separate works in themselves, then this License, and its terms, do not apply to those sections when you distribute them as separate works. But when you distribute the same sections as part of a whole which is a work based on the Library, the distribution of the whole must be on the terms of this License, whose permissions for other licensees extend to the entire whole, and thus to each and every part regardless of who wrote it.

Thus, it is not the intent of this section to claim rights or contest your rights to work written entirely by you; rather, the intent is to exercise the right to control the distribution of derivative or collective works based on the Library.

In addition, mere aggregation of another work not based on the Library with the Library (or with a work based on the Library) on a volume of a storage or distribution medium does not bring the other work under the scope of this License.

3. You may opt to apply the terms of the ordinary GNU General Public License instead of this License to a given copy of the Library. To do this, you must alter all the notices that refer to this

License, so that they refer to the ordinary GNU General Public License, version 2, instead of to this License. (If a newer version than version 2 of the ordinary GNU General Public License has appeared, then you can specify that version instead if you wish.) Do not make any other change in these notices.

Once this change is made in a given copy, it is irreversible for that copy, so the ordinary GNU General Public License applies to all subsequent copies and derivative works made from that copy.

This option is useful when you wish to copy part of the code of the Library into a program that is not a library.

4. You may copy and distribute the Library (or a portion or derivative of it, under Section 2) in object code or executable form under the terms of Sections 1 and 2 above provided that you accompany it with the complete corresponding machine-readable source code, which must be distributed under the terms of Sections 1 and 2 above on a medium customarily used for software interchange.

If distribution of object code is made by offering access to copy from a designated place, then offering equivalent access to copy the source code from the same place satisfies the requirement to distribute the source code, even though third parties are not compelled to copy the source along with the object code.

5. A program that contains no derivative of any portion of the Library, but is designed to work with the Library by being compiled or linked with it, is called a “work that uses the Library”. Such a work, in isolation, is not a derivative work of the Library, and therefore falls outside the scope of this License.

However, linking a “work that uses the Library” with the Library creates an executable that is a derivative of the Library (because it contains portions of the Library), rather than a “work that uses the library”. The executable is therefore covered by this License. Section 6 states terms for distribution of such executables.

When a “work that uses the Library” uses material from a header file that is part of the Library, the object code for the work may be a derivative work of the Library even though the source code is not. Whether this is true is especially significant if the work can be linked without the Library, or if the

work is itself a library. The threshold for this to be true is not precisely defined by law.

If such an object file uses only numerical parameters, data structure layouts and accessors, and small macros and small inline functions (ten lines or less in length), then the use of the object file is unrestricted, regardless of whether it is legally a derivative work. (Executables containing this object code plus portions of the Library will still fall under Section 6.)

Otherwise, if the work is a derivative of the Library, you may distribute the object code for the work under the terms of Section 6. Any executables containing that work also fall under Section 6, whether or not they are linked directly with the Library itself.

6. As an exception to the Sections above, you may also combine or link a “work that uses the Library” with the Library to produce a work containing portions of the Library, and distribute that work under terms of your choice, provided that the terms permit modification of the work for the customer's own use and reverse engineering for debugging such modifications.

You must give prominent notice with each copy of the work that the Library is used in it and that the Library and its use are covered by this License. You must supply a copy of this License. If the work during execution displays copyright notices, you must include the copyright notice for the Library among them, as well as a reference directing the user to the copy of this License. Also, you must do one of these things:

- a) Accompany the work with the complete corresponding machine-readable source code for the Library including whatever changes were used in the work (which must be distributed under Sections 1 and 2 above); and, if the work is an executable linked with the Library, with the complete machine-readable “work that uses the Library”, as object code and/or source code, so that the user can modify the Library and then relink to produce a modified executable containing the modified Library. (It is understood that the user who changes the contents of definitions files in the Library will not necessarily be able to recompile the application to use the modified definitions.)
- b) Use a suitable shared library mechanism for linking with the Library. A suitable mechanism

is one that (1) uses at run time a copy of the library already present on the user's computer system, rather than copying library functions into the executable, and (2) will operate properly with a modified version of the library, if the user installs one, as long as the modified version is interface-compatible with the version that the work was made with.

- c) Accompany the work with a written offer, valid for at least three years, to give the same user the materials specified in Subsection 6a, above, for a charge no more than the cost of performing this distribution.
- d) If distribution of the work is made by offering access to copy from a designated place, offer equivalent access to copy the above specified materials from the same place.
- e) Verify that the user has already received a copy of these materials or that you have already sent this user a copy.

For an executable, the required form of the "work that uses the Library" must include any data and utility programs needed for reproducing the executable from it. However, as a special exception, the materials to be distributed need not include anything that is normally distributed (in either source or binary form) with the major components (compiler, kernel, and so on) of the operating system on which the executable runs, unless that component itself accompanies the executable.

It may happen that this requirement contradicts the license restrictions of other proprietary libraries that do not normally accompany the operating system. Such a contradiction means you cannot use both them and the Library together in an executable that you distribute.

7. You may place library facilities that are a work based on the Library side-by-side in a single library together with other library facilities not covered by this License, and distribute such a combined library, provided that the separate distribution of the work based on the Library and of the other library facilities is otherwise permitted, and provided that you do these two things:

- a) Accompany the combined library with a copy of the same work based on the Library, uncombined with any other library facilities. This must be distributed under the terms of the Sections above.

- b) Give prominent notice with the combined library of the fact that part of it is a work based on the Library, and explaining where to find the accompanying uncombined form of the same work.

8. You may not copy, modify, sublicense, link with, or distribute the Library except as expressly provided under this License. Any attempt otherwise to copy, modify, sublicense, link with, or distribute the Library is void, and will automatically terminate your rights under this License. However, parties who have received copies, or rights, from you under this License will not have their licenses terminated so long as such parties remain in full compliance.

9. You are not required to accept this License, since you have not signed it. However, nothing else grants you permission to modify or distribute the Library or its derivative works. These actions are prohibited by law if you do not accept this License. Therefore, by modifying or distributing the Library (or any work based on the Library), you indicate your acceptance of this License to do so, and all its terms and conditions for copying, distributing or modifying the Library or works based on it.

10. Each time you redistribute the Library (or any work based on the Library), the recipient automatically receives a license from the original licensor to copy, distribute, link with or modify the Library subject to these terms and conditions. You may not impose any further restrictions on the recipients' exercise of the rights granted herein.

You are not responsible for enforcing compliance by third parties with this License.

11. If, as a consequence of a court judgment or allegation of patent infringement or for any other reason (not limited to patent issues), conditions are imposed on you (whether by court order, agreement or otherwise) that contradict the conditions of this License, they do not excuse you from the conditions of this License. If you cannot distribute so as to satisfy simultaneously your obligations under this License and any other pertinent obligations, then as a consequence you may not distribute the Library at all. For example, if a patent license would not permit royalty-free redistribution of the Library by all those who receive copies directly or indirectly through you, then the only way you could satisfy both it and this License would be to refrain entirely from distribution of the Library.

If any portion of this section is held invalid or unenforceable under any particular circumstance, the balance of the section is intended to apply, and the section as a whole is intended to apply in other circumstances.

It is not the purpose of this section to induce you to infringe any patents or other property right claims or to contest validity of any such claims; this section has the sole purpose of protecting the integrity of the free software distribution system which is implemented by public license practices. Many people have made generous contributions to the wide range of software distributed through that system in reliance on consistent application of that system; it is up to the author/donor to decide if he or she is willing to distribute software through any other system and a licensee cannot impose that choice.

This section is intended to make thoroughly clear what is believed to be a consequence of the rest of this License.

12. If the distribution and/or use of the Library is restricted in certain countries either by patents or by copyrighted interfaces, the original copyright holder who places the Library under this License may add an explicit geographical distribution limitation excluding those countries, so that distribution is permitted only in or among countries not thus excluded. In such case, this License incorporates the limitation as if written in the body of this License.

13. The Free Software Foundation may publish revised and/or new versions of the Lesser General Public License from time to time. Such new versions will be similar in spirit to the present version, but may differ in detail to address new problems or concerns.

Each version is given a distinguishing version number. If the Library specifies a version number of this License which applies to it and “any later version”, you have the option of following the terms and conditions either of that version or of any later version published by the Free Software Foundation. If the Library does not specify a license version number, you may choose any version ever published by the Free Software Foundation.

14. If you wish to incorporate parts of the Library into other free programs whose distribution conditions are incompatible with these, write to the author to ask for permission. For software which is copyrighted by the Free Software Foundation, write to the Free Software Foundation; we sometimes make exceptions for

this. Our decision will be guided by the two goals of preserving the free status of all derivatives of our free software and of promoting the sharing and reuse of software generally.

NO WARRANTY

15. BECAUSE THE LIBRARY IS LICENSED FREE OF CHARGE, THERE IS NO WARRANTY FOR THE LIBRARY, TO THE EXTENT PERMITTED BY APPLICABLE LAW.

EXCEPT WHEN OTHERWISE STATED IN WRITING THE COPYRIGHT HOLDERS AND/OR OTHER PARTIES PROVIDE THE LIBRARY “AS IS” WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND, EITHER EXPRESSED OR IMPLIED, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. THE ENTIRE RISK AS TO THE QUALITY AND PERFORMANCE OF THE LIBRARY IS WITH YOU. SHOULD THE LIBRARY PROVE DEFECTIVE, YOU ASSUME THE COST OF ALL NECESSARY SERVICING, REPAIR OR CORRECTION.

16. IN NO EVENT UNLESS REQUIRED BY APPLICABLE LAW OR AGREED TO IN WRITING WILL ANY COPYRIGHT HOLDER, OR ANY OTHER PARTY WHO MAY MODIFY AND/OR REDISTRIBUTE THE LIBRARY AS PERMITTED ABOVE, BE LIABLE TO YOU FOR DAMAGES, INCLUDING ANY GENERAL, SPECIAL, INCIDENTAL OR CONSEQUENTIAL DAMAGES ARISING OUT OF THE USE OR INABILITY TO USE THE LIBRARY (INCLUDING BUT NOT LIMITED TO LOSS OF DATA OR DATA BEING RENDERED INACCURATE OR LOSSES SUSTAINED BY YOU OR THIRD PARTIES OR A FAILURE OF THE LIBRARY TO OPERATE WITH ANY OTHER SOFTWARE), EVEN IF SUCH HOLDER OR OTHER PARTY HAS BEEN ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGES.

END OF TERMS AND CONDITIONS

How to Apply These Terms to Your New Libraries

If you develop a new library, and you want it to be of the greatest possible use to the public, we recommend making it free software that everyone can redistribute and change. You can do so by permitting redistribution under these terms (or, alternatively, under the terms of the ordinary General Public License).

To apply these terms, attach the following notices to the library. It is safest to attach them

to the start of each source file to most effectively convey the exclusion of warranty; and each file should have at least the “copyright” line and a pointer to where the full notice is found.

<one line to give the library's name and a brief idea of what it does.>

Copyright (C) <year> <name of author>

This library is free software; you can redistribute it and/or modify it under the terms of the GNU Lesser General Public License as published by the Free Software Foundation; either version 2.1 of the License, or (at your option) any later version.

This library is distributed in the hope that it will be useful, but WITHOUT ANY WARRANTY; without even the implied warranty of MERCHANTABILITY or FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. See the GNU Lesser General Public License for more details.

You should have received a copy of the GNU Lesser General Public License along with this library; if not, write to the Free Software Foundation, Inc., 59 Temple Place, Suite 330, Boston, MA 02111-1307 USA

Also add information on how to contact you by electronic and paper mail.

You should also get your employer (if you work as a programmer) or your school, if any, to sign a “copyright disclaimer” for the library, if necessary. Here is a sample; alter the names:

Yoyodyne, Inc., hereby disclaims all copyright interest in the library `Frob' (a library for tweaking knobs) written by James Random Hacker.

<signature of Ty Coon>, 1 April 1990
Ty Coon, President of Vice

That's all there is to it!

- 本製品に収録されたデータおよびプログラムの著作権は、弊社および弊社に対し著作権に基づく権利を許諾した第三者に帰属しております。お客様は、いかなる形式においてもこれらのデータおよびプログラムの全部または一部を複製、改変、解析などすることはできません。
- 弊社は、本製品に収録された地図データなどが完全・正確であること、および本製品がお客様の特定目的へ合致することを保証するものではありません。
- 本機は日本国内専用です。GPSの測位範囲が異なる外国ではご使用いただけません。
- 本製品の仕様および外観は、改善のため予告なく変更する場合があります。また、取扱説明書の内容と実物が異なることがあります。その場合における本製品の改造、またはお取り換えのご要望には応じかねます。
- その他、製品名などの固有名詞は各社の商標又は登録商標です。

三菱電機株式会社

〒100-8310 東京都千代田区丸の内 2-7-3 (東京ビル)

< KKGZ16K > < CRA5093-A >